資料関係

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

第1 親権制度の見直しの必要性

現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという 現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることなどから、児童福祉法 及び児童虐待防止法における諸課題と併せて、民法の親権に関する規定の見直 しを検討する必要がある。

第2 検討の経緯

1 平成19年改正法附則

平成19年の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により,政府は,同法律施行(施行日平成20年4月1日)後3年以内に,親権に係る制度の見直しについて検討を行い,その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

2 研究会

平成21年6月~12月 「児童虐待防止のための親権制度研究会」開催

<研究会の目的>

論点整理及び民法改正の要否の検討

<メンバー>

学者,家庭裁判所判事,弁護士,児童相談所関係者 最高裁判所事務総局担当者,厚生労働省担当者,法務省担当者

平成22年1月 研究会報告書の取りまとめ

3 法制審議会への諮問等(民法関係)

平成22年2月5日 法制審議会へ諮問,児童虐待防止関連親権制度部会設置(3月25日第1回会議開催)

<諮問第90号>

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から民法の 親権に関する規定について見直しを行う必要があると思われるので、そ の要綱を示されたい。

4 社会保障審議会における検討(児童福祉法、児童虐待防止法関係)

平成22年2月17日 社会保障審議会児童部会において、児童虐待防止の ための親権の在り方に関する専門委員会の設置了承 (3月31日第1回会議開催)

児童虐待防止のための親権制度の見直しに関する主な論点

(前注) この資料は、「児童虐待防止のための親権制度研究会」において取り上げた主な 論点をまとめたものであり、○は主に民法に関係する論点、●は主に児童福祉法又 は児童虐待防止法に関係する論点である。

1 親権に係る制度について検討するに当たっての一般的な視点

親権が子の利益のために行わなければならないものであり、児童虐待が親権 によって正当化されないことが、検討に当たっての重要な指針となる。

2 親権を必要に応じて適切に制限するための手当に関する論点

- 〇 現行の親権喪失制度の見直し
 - 親権喪失原因の見直し

研究会報告書では、親権の濫用又は著しい不行跡とされている現行の親権要失原因について子の利益の観点を中心とした規定とすべきであるとした上で、そのような見直しを行う場合の原因の定め方について論点整理がされている。

親権喪失の申立人に子を加えること

研究会報告書では、申立人に子を加えるべきとの意見が紹介された上で、 その問題点も併記されている。

- 〇 親権の一時的制限制度の創設等
 - 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度の創設の要否・可否
 - 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一時的制限制度を設けることが考えられると した上で、その制度設計について論点整理がされている。

- 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等
 - 施設長等の権限が親権に優先する制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設長、里親等及び児童相談所長の児童の監護等に 関する権限が親権者の親権に優先するものとすることが考えられるとした 上で、その制度設計について論点整理がされている。 一時保護についての見直し

研究会報告書では、行政の判断のみによる一時保護について、裁判所の 関与の在り方を含め、現行の一時保護の期間について見直しが必要かどう かについて、論点整理がされている。

- 親権の一部制限制度の創設等
 - 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度の創設の要否・可否
 - 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一部制限制度を設けることについての積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮に設けるとした場合のあり得べき具体的制度設計について論点整理がされている。

- 3 親権を行う者がない子を適切に監護等するための手当てに関する論点
 - 〇 法人による未成年後見の導入
 - ・ 法人を未成年後見人に選任することができるものとすることの要否・可否 研究会報告書では、法人を未成年後見人に選任することができるものと すべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。
 - 親権者等がいない児童等の取扱い
 - ・ 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がいない場合に、児童相談 所長等が親権を行うものとする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、里親等委託中又は一時保護中の児童について、親権 者等がないときには、児童相談所長等が親権を行うものとすることが考え られるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がいない場合に、児童相談所長が親権を行うなどする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がいない場合でも、その福祉のため必要があるときには、児童相談所長が親権を行い、又は、児童相談所長を未成年後見人に選任することができるようにすることが考えられるとした上で、その問題点も併記されている。

- 4 親権制度の見直しに関するその他の論点
 - 接近禁止命令の在り方
 - ・ 強制入所等以外の場合に接近禁止命令を可能とすることの要否・可否 研究会報告書では、平成19年改正によって創設された接近禁止命令の制 度の対象を拡大することなどについての論点整理がされている。
 - 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策
 - ・ 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方

研究会報告書では、家庭裁判所が保護者に対する指導に現行制度以上に関与することについて積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮にそのようにする場合のあり得べき関与の在り方について論点整理がされている。

- 〇 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し
 - ・ **懲戒権・懲戒場に関する民法第822条を削除することの要否・可否** 研究会報告書では、民法第822条を削除すべきとの意見が紹介された上 で、この点を検討するに当たって考慮すべき事項について整理がされている。

社会保障審議会 児童部会

児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

児童福祉法及び児童虐待防止法に関して、児童虐待の防止等を図るなどの観点から親権の在り方についての検討を行うため、社会保障審議会児童部会に「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

2 構成等

- (1) 専門委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、法務省及び最高裁判所に参加を求めるほか、特に必要があると 認めるときは、関係者を招聘して意見の聴取等を行う。

3 検討事項

専門委員会における検討事項は以下のとおりとする。

- ・ 施設入所中等の児童に係る親権制限の在り方について
- ・ 親権者等がいない児童等についての親権行使の在り方について
- ・ 接近禁止命令の在り方について
- 保護者指導に対する裁判所の関与の在り方について
- その他

4 委員会の庶務

専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室において処理する。

児童虐待防止のための親権の 在り方に関する専門委員会 委員名簿

| 委員名 | 役 職 |
|-------|----------------------|
| 磯谷 文明 | くれたけ法律事務所 弁護士 |
| 大村 敦志 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 |
| 長 秀之 | 東京家庭裁判所判事 |
| 才村 純 | 関西学院大学人間福祉学部 教授 |
| 佐藤進 | 埼玉県立大学学長 |
| 庄司 順一 | 青山学院大学教育人間科学部 教授 |
| 松風 勝代 | 大阪府福祉部子ども室家庭支援課参事 |
| 豊岡敬 | 東京都児童相談センター次長 |
| 中島 圭子 | 日本労働組合総連合会(連合)総合政策局長 |
| 松原 康雄 | 明治学院大学社会学部 教授 |
| 水野 紀子 | 東北大学大学院法学研究科 教授 |
| 吉田 恒雄 | 駿河台大学法学部 教授 |

(50音順 敬称略) (平成22年3月31日現在)

平成22年度における施設入所児童等への 特別支援事業について

児童福祉施設に入所している中学校修了までの父母のいない子 ども等について、平成22年度の措置として、子ども手当相当額 が行きわたるような支援を実施する。

【事業内容】

- O 安心こども基金の地域子育て創生事業を活用して、施設に対して 補助を実施。
- O 施設は、対象となる子どもの健やかな育ちの支援のために当該補助を使用。
 - ・補助額 対象となる子ども1人につき 月額13.000円
 - 対象となる子ども父母のいない子ども等子ども手当の支給の対象とならない子ども
- ※ 平成23年度以降の取扱いについては、子ども手当制度のあり方 の検討の中で、子ども手当の恩恵が行きわたるような子ども手当制 度における対応について検討。

雇児発 0 3 3 1 第 1 9 号 平成 2 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 知 事各 指 定 都 市 市 長 殿児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う 児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援について

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「平成22年度子ども手当法」という。)が、平成22年3月31日に公布され、平成22年4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもが支給対象となったところである。

一方、平成22年度子ども手当法附則第2条の規定を踏まえ、児童養護施設に入所している子どもその他子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等については、平成23年度以降の取扱について子ども手当制度のあり方の検討の中で別途検討をするとともに、平成22年度においては、安心こども基金管理運営要領を改正し、標記の児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援を行うことができることとした。

今般、その具体的内容について、別紙のとおり「平成22年度における施設 入所児童等への特別支援事業運営指針」(以下「運営指針」という。)を策定し たので、円滑な実施をお願いしたい。

また、本事業の実施にあたっては、下記事項に留意されるとともに、本事業の実施について、管内市町村(指定都市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。)及び施設等関係者に対して周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に 規定する技術的な助言に当たるものである。

1. 安心こども基金管理運営要領の改正

子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づき実施されているところであるが、平成22年3月31日21文科初820号・雇児発0331第3号本職通知により、別紙「安心こども基金管理運営要領」(以下「管理運営要領」という。)の一部が改正され、別添12の地域子育て創生事業に定める事業について、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援」を新たに追加し、平成22年4月1日より適用することとした。

2. 運営指針第4条の対象児童について

(1)運営指針第4条に定める特別支援事業は、小規模住居型児童養育事業を 行う者若しくは里親(以下「里親等」という。)に委託され、又は児童福祉 施設(別紙に定める児童福祉施設及び指定医療機関をいい、以下「施設」 という。)に入所する児童であって、子ども手当の支給要件に該当する父母 等がいない児童(以下「対象児童」という。)を対象に当該児童を委託され た里親等又は当該児童が入所する施設に対し、子ども手当相当額を助成す るものである。

具体的には、父母が死亡した児童、父母の生死が明らかでない児童、父母が法令により拘禁されている児童、父母から遺棄されている児童、父母に親権喪失の宣告がなされた児童、児童福祉法第28条第1項による措置又は委託が行われた児童等の父母の監護・生計同一関係が認められず子ども手当の支給要件に該当する者がいない児童が対象児童となると考えられる。

(2)本事業は、子ども手当の支給の有無と密接な関連があり、施設に入所する児童の父母等に子ども手当が支給される場合には、本事業の対象児童にはならない。このため、運営指針による対象児童の認定に当たっては、必要に応じて、父母等の住所地の市町村に対して、住民基本台帳の確認を依頼するなど子ども手当の支給ついての照会を行うこととする。市町村に対しては、あらかじめ本事業の趣旨及び実施に伴う協力について周知されたい。

3. 事業の実施時期

本事業は、平成22年4月1日から実施するものとする。

4. 費用

- (1)本事業の実施のために要する都道府県等の事務費及び助成費については、管理運営要領の定めるところにより、安心こども基金の地域子育て創生事業として基金を取り崩し支出できるものであること。
- (2)本事業の実施に伴い、管理運営要領の別添の2の①区分の「すべての子 ども・家庭への支援」へ管理運営要領の6 (2)に定める区分間配分変更 を行う場合は、本事業を行うための経費の増額分に限り、その内容を記載 した報告をもって、厚生労働大臣の承認を受けたものとみなす。

5. その他

本事業は、里親等及び施設の施設長から申請に基づき実施する事業であるが、事業の円滑な実施が行われるよう、児童相談所等における対象児童の把握や事業の周知について努められたい。

(別紙)

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業運営指針

(目的)

第1条 この指針は、児童福祉施設に入所する父母がいない児童等で、子ども手当の支給対象とならない児童に対して、都道府県等が平成22年度の措置として、児童福祉施設等の実施する子ども手当相当額の特別の支援(以下「特別支援事業」という。)について必要な事項を定めるとともに、当該事業を実施することにより、児童の健やかな育ちを支援することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この指針で、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - 1 「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、そ の母と事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。
 - 2 「児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある者をいう。

(実施主体)

第3条 実施主体は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)とする。

(対象児童)

- 第4条 特別支援事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、児童福祉法に定める措置等(障害児施設給付の決定を含む。以下「措置等」という。)を行った次の各号のいずれかに該当する児童で、かつ、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第6条に規定する子ども手当の認定を受けた父母等がいない児童とする。
 - 1 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託された児童
 - 2 乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所する児童
 - 3 指定医療機関(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第6 項及び第7項に規定するものをいう。)に入所する児童

(事業の内容)

- 第5条 特別支援事業は、都道府県等が措置等を行った第4条の対象児童について、当該児童の委託を受けた者又は対象児童が入所する施設の長(以下「事業実施者」という。)に対し子ども手当相当額を助成し、助成を受けた事業実施者が、当該児童に対して特別の支援を実施するものをいう。
- 2 事業実施者が行う特別支援事業の実施期間は、平成22年4月1日から 平成23年3月31日までとする。

(特別支援事業費の額)

- 第6条 特別支援事業に要する費用(以下「特別支援事業費」という。)の額は、月を単位として算定するものとし、その額は、1月につき、1万3千円にその月の初日の対象児童の数(その月の初日に子ども手当の支給事由が消滅した児童の数を除く。)を乗じて得た額とする。
- 2 対象児童ごとに助成額を算定する場合は、平成22年4月から平成23年3月までの間において、当該児童が第4条の対象児童となる事実が生じた日(当該児童が子ども手当の支給対象であった場合は、子ども手当の支給事由が消滅した日の翌日)の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその日の属する月)から、当該児童が子ども手当の支給対象となるなど対象児童としての事由が消滅した日の属する月までの月数に1万3千円を乗じて得た額とする。

(認定)

- 第7条 特別支援事業費の助成を受けようとする者は、別に定めるところにより、事業実施者に関する事項、対象児童に関する事項及び特別支援事業費の額について、対象児童について措置等を行った都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に申請し、認定を受けなければならない。
- 2 都道府県知事は、上記申請の内容を審査し、事業実施者、対象児童及び 特別支援事業費の額の認定を行うものとする。なお、対象児童の認定に当 たっては、必要に応じ、申請のあった対象児童に係る子ども手当の支給の 有無等について関係市町村等に照会するものとする。

(特別支援事業費の助成)

第8条 都道府県知事は、前条の認定をした事業実施者に対し、特別支援事 業費を助成するものとする。

- 2 特別支援事業費の助成限度額は、平成22年4月から平成23年3月までの各月について、第6条第1項により算定した額の合計額とする。
- 3 都道府県知事は、特別支援事業費の助成は、助成限度額の範囲内で事業 実施者の請求により概算払いにより交付することができる。
- 4 特別支援事業費の助成の申請、交付、確定の手続きについては、都道府 県知事が別に定める。

(対象児童の変更)

第9条 事業実施者は、第7条の認定を受けた後において、対象児童に増加 又は減少の変更が生じた場合には、第7条の手続きに準じて都道府県知事 の認定を受けるものとする。

(事業実施者の留意事項)

- 第10条 事業実施者は、助成を受けた特別支援事業費について、第1条の 趣旨に従って用いなければならない。
- 2 事業実施者は、対象児童ごとに、当該児童に係る特別支援事業費を管理 し、助成額及び支出の内容を明らかにしておかなければならない。
- 3 特別支援事業費の対象経費は、対象児童に係る物品等の購入に係わる経費の他、対象児童の趣味、会食、旅行等の活動に要する経費(金銭給付を除く。)とするが、事業実施については、対象児童の希望を聞くなど十分配慮しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業実施者は、別に定めるところにより事業の実績報告書を都道 府県知事に提出しなければならない。

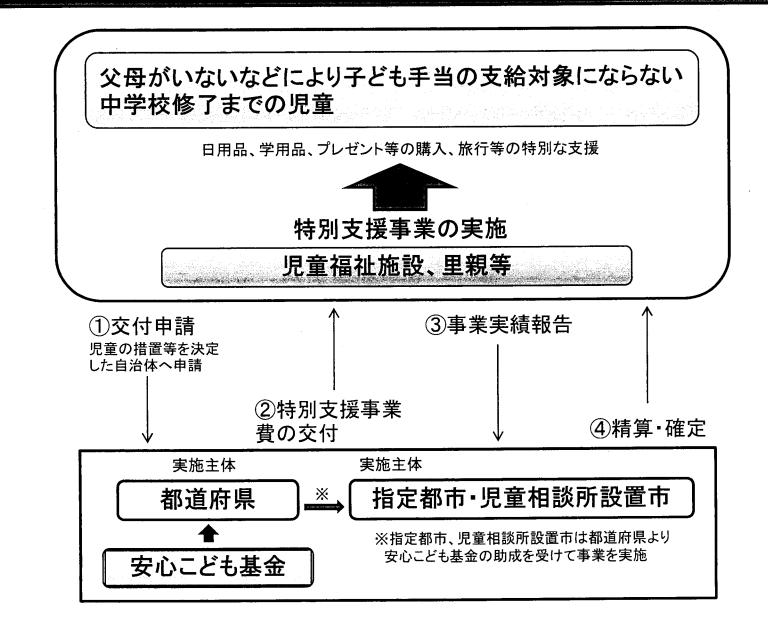
(助成額の精算)

第12条 都道府県知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、事業 実施者に対して助成すべき額を確定し精算しなければならない。

(実施細目)

第13条 この指針に定めるもののほか、特別支援事業の実施に関し必要な 事項は都道府県知事が別に定める。

平成22年度における施設入所児童等への特別支援事業



児童ポルノ排除対策ワーキングチームの設置について

平成 21 年 12 月 22 日 犯罪対策閣僚会議申合せ

- 1 児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施等、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。
- 2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、 有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることがで きる。

議 長 内閣府副大臣

構成員 内閣官房副長官補(内政)

内閣官房内閣審議官

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)

警察庁生活安全局長

総務省総合通信基盤局長

法務省刑事局長

外務省総合外交政策局長

文部科学省スポーツ・青少年局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

経済産業省商務情報政策局長

3 ワーキングチームの庶務は、内閣官房、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣 府において処理する。

児童ポルノ排除対策ワーキングチーム構成員名簿

議 長 内閣府副大臣 大島 敦

| 構成員 | 内閣官房副長官補(内政) | 佐々オ | 卜豊成 |
|-----|--------------------|-----|------------|
| | 内閣官房内閣審議官 | 立岡 | 恒良 |
| | 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) | 松田 | 敏明 |
| | 警察庁生活安全局長 | 樋口 | 建史 |
| | 総務省総合通信基盤局長 | 桜井 | 俊 |
| | 法務省刑事局長 | 西川 | 克行 |
| | 外務省総合外交政策局長 | 別所 | 浩郎 |
| | 文部科学省スポーツ・青少年局長 | 布村 | 幸彦 |
| | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 | 伊岐 | 典子 |
| | 経済産業省商務情報政策局長 | 石黒 | 憲彦 |

児童ポルノの排除に向けたワーキングチームの設置について

重大な犯罪、人権侵害との国際的

共八かポルンル

TENTED TO THE PORT OF THE

1 児童ポルノ事犯の特質

製造時に、強姦、強制わいせつ等の性犯罪や性的虐待を伴うことが多い。

デジタル機器、インターネット等の発達により作成・流通が容易。

インターネット上に流出すれば

な認識

被害申告がされにくく、被害が潜在化しやすい。

回収は困難で、被害児童が将来にわたり苦しむ。

2 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数 検挙件数·人員、 被害児童数は過 去最高 800 700 昨年を上回る 平成21年上半期の被害児童のうち 600 ペースで推移 未就学児・小学生が約16%(35人) (件) 500 (人) 400 300 200 100 0 H12 H13 H14 H15 H17 H16 H18 H19 H20 H20.1~6 H21.1~6 検挙件数 170 152 189 214 177 470 616 676 567 300 382 ■検挙人員 164 128 165 192 137 312 350 377 412 188 289 ■被害児童 123 175 60 71 82 246 253 275 338 144 218

児童ポルノ対策の緊急性・重要性については、様々な国際会議において文書で確認。

2000年(H12) 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条 約の選択議定書

2001年(H13) 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)

2007年(H19) 児童ポルノとの国際的闘いの強化に関する G8司法・内務大臣宣言

2008年(H20) G8司法・内務大臣会議総括宣言(児童の性的搾取との闘い)

CRTO CRTO

2008年(H20) 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(リオデジャネイロ会議)

 各国に対し、性的搾取(児童ポルノ、児童人身取引、児童買春)を防止・根絶するための国内行動計画の策定を要請 (我が国には、人身取引対策の国内行動計画はあるが、児童ポルノ対策の国内行動計画は、現在、存在しない。)

2009年(H21) 児童ポルノ犯罪者によって脅かされる児童に対する 危険性に関するG8司法・内務大臣宣言(暫定訳) く G8で児童ポ ルノに特化し た宣言が採択

4 現状と今後の課題

現状

- ① 検挙件数・人員、被害児童数は増加し続けており、<u>多数の被害児童が潜在化</u>している可能性が高い。
- ② ファイル共有ソフトの利用拡大が、インターネット上での拡散を助長。
- ③ 児童を性的対象とみる風潮が蔓延し、国民の間には児童ポルノの深刻さの認識が不足。 (児童への強制わいせつ・強姦等を伴う画像が流通、親が子の児童ポルノを撮影・販売した事例が発生)
- ④ インターネットの危険性等について児童の認識も不足。 (携帯電話を利用し、児童に自らの裸体を撮影させ送信させた事例も多発)



- 犯罪の取締りだけでは児童ポルノを排除することは困難
- 欧米のように被害児童の低年齢化や残虐な事犯が増加する懸念

児童ポルノの排除には・・・



| 関係 | 発管庁が連携し、 | |
|----|---------------------------|------------|
| 0 | 「児童ポルノは絶対に許されない」 | という国民意識の展成 |
| 0 | 製造、流通の各段階における被害・被害児童支援の推進 | 流通防止対策の推進 |
| Ō | 被害児童支援の推進 | |
| | 児童ポルノ事犯の取締り強化 | |

を行うことが必要。

今後の検討事項

- 1 「児童ポルノは絶対に許されない」(仮)という広報啓発活動 の推進
- 2 被害防止対策の推進
- 3 インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進
- 4 被害児童の早期発見・支援対策の推進
- 5 児童ポルノ事犯の取締り強化
- 6 諸外国の児童ポルノ対策の調査

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号)の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを 拒まないとき又は遺族がないとき (現行法での要件)。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合 であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合 であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律(現行法)と改正法 比較表

| | 現行法 | 改正法 | 施行日 |
|------------------|--|---|------------------|
| 親族に対する優先提供 | 〇当面見合わせる(ガイドライン) | ○臓器の優先提供を認める | 平成 22 年 1 月 17 日 |
| 脳死判定・ 臓器摘出の要件 | 〇本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと | ○本人の生前の書面による意思表示があり、 家族が拒否しない又は家族がいないこと (現行法と同じ)又は ○本人の意思が不明(拒否の意思表示をしていない場合)であり、家族の書面による承諾があること | |
| 小児の取扱い | 〇15 歳以上の者の意思表示を有効とする (ガイドライン) | 〇年齢に関わりなし | 平成 22 年 7 月 17 日 |
| 被虐待児への対応 | (規定なし) | 〇虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応 | |
| 普及・啓発活動等 | (規定なし) | ○運転免許証等への意思表示の記載を可能 にする等の施策 | |

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21法律第83号)(抄)

附則

(検討)

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器(臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。)が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

外国語による児童相談所の業務案内の作成について

- 近年、各地の児童相談所において外国人からの相談を受けることがあり、 外国語による児童相談所の業務案内が必要であるとの要望を受けていたと ころである。
- O このことから、
 - ① 英語
 - ② 中国語 (繁体字及び簡体字)
 - ③ ハングル
 - ④ タカログ
 - ⑤ スペイン語
 - ⑥ ポルトガル語
 - ⑦ タイ語

により翻訳した業務案内のひな形を作成したものである。

児童相談所案内(日本語一英語対訳)見本

児童相談所とは・・・・・

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置され、18 歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

児童相談所は、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の 相談機関です。

専門のスタッフがいます

- ○児童福祉司(ソーシャルワーカー) 面接や家庭訪問などにより、子どもや家庭の状況を調査し、助言や援助を行います。
- 〇児童心理司

子どもの発達や性格、適性などについて心理的な検査、心理療法、カウンセリングなどを行います。

などの専門スタッフが中心となって相談・サービスにあたります。

このような相談に応じています

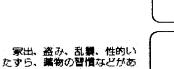
保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子どもが家庭で生活できなくなったとき。 虐情など、子どもの人権にかかわる問題があるとき。





わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の管飾、夜泉などで心配なとき。

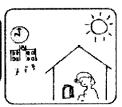
知的発達の遅れ、肢体不自 由、ことばの遅れ、虚弱、自 動傾向などがあるとき。











、 環境として家庭で子どもを 育てたいとき。



- ○住所地を担当する児童相談所で相談をお受けしています。
- 〇相談時間

月曜日~金曜日 午前 :00~午後 :00 なお、来所される場合は、あらかじめ予約していただくとお待たせすることなく相談できます。

るとき。

- ○虐待等、緊急性のある相談には、夜間、土・日曜日、祝日(年末年始を含む)も対応しています。
- 〇相談内容は、すべて秘密を守ります。
- ○相談は無料です。

About the Child Guidance Office

Founded on the basis of the Child Welfare Law, a child guidance office accepts any type of consultation relevant to a child aged under 18, from anyone including the child, family, school teachers and local residents.

A child guidance office is a specialized counseling institution designed to search for solutions and solve problems with the hope of supporting the healthy growth of all children.

Specialist Center Staff

- Child Welfare Officer
 Performs interviews, in-home evaluations, and provides advice and guidance
- Child psychologist
 Performs psychological tests on child development, personality and aptitude,

Performs psychological tests on child development, personality and aptitude, psychotherapy, and counseling.

We handle the following types of consultation cases

Situations in which a child cannot lead a normal life at home due to sickness, death, disappearance or divorce of a parent or guardian.

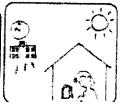
Situations in which the child's human rights are at stake due to child abuse or other reasons.





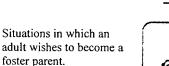
Behavioral concerns such as a selfishness, restlessness, difficulty in making friends, bullying, refusal to go to school, and nervous habits including tics and bedwetting.





Situations in which a child experiences delayed intellectual development, motional disability, delayed language development, frail health or exhibits signs of autism.

Situations in which a child is involved in antisocial conduct, such as running away from home, stealing, violence, sexual activity and drug use.









Receiving Consultations

- O Consultation cases are accepted at each local child guidance office. (See the back of this booklet).
- Opening hours: Monday to Friday 9:00 a.m. ~ 5:00 p.m.
 It is advisable to make an appointment in advance to avoid long waits.
- Consultations are available in urgent cases (e.g. abuse cases) at Child Guidance Centers on Saturdays, Sundays, and public holidays (including New Year's Eve and New Year's Day), and during the evenings.
- All consultations are strictly confidential.
- Consultations are free of charge.

つぎのような援助があります

(1) 助 言

受付けた相談に対して、助言を行います。

また、他機関の援助が必要な場合、医療、援助、訓練などを受けることができる専門機関をご紹介します。

(2) 継続的な援助

必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。 援助の中には、遊びを通した治療プログラムやカウンセリングなどを個別または、グループで 行うことがあります。

(3) 一時保護 .

緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や生活指導が必要な場合、または短期 入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。

一時保護には一時保護所への入所と施設等への一時保護委託があります。

(4) 里親

いろいろな事情により家庭で生活することができない子どもを家庭に迎え、家族の一員として 一緒に生活し、養育しています。

| 養育里親 | 養子縁組を目的としないで、一定期間子どもを養育する制度。 |
|--------|-----------------------------------|
| 専門里親 | 専門的ケアを必要とする子どもを専門性を備えた里親のもとで一定期間 |
| 100 | 養育する制度。 |
| 親族里親 | 一定の要件を満たす子どもを三親等内の親族が養育する制度。 |
| 養子緣組里親 | 養子縁組(普通養子・特別養子)を目的として、子どもを養育する制度。 |

子どもを養育している里親さんが休養を取りたいときなどは、一時的に子どもを預けることができるレスパイト・ケア事業を利用できます。

子どもの養育に対しては、養育費等の一定の経費をお支払いいたします。

(5) 施設への入所

いろいろな事情により、家庭で生活できない子どもを一定の期間、乳児院、児童養護施設、 児童自立支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などの児童福祉施設で預かります。

(6) メンタルフレンドの派遣

お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア(メンタルフレンド)を、家に閉じこもりがちな子どもの家庭や通所している児童相談所に派遣し、ふれあいの中でその子どもの社会性や自立性を高めていくお手伝いをします。

(7) 療育手帳の交付

知的障害の子どもへの援助を図るため、養育手帳を交付しています。手帳の交付申請は、 児童相談所で受けつけています。

なお、障害の程度に応じて各種の援助施策があります。

- ※特別児童扶養手当などの給付 ※税金の減額あるいは免除
- ※医療費の一部助成 ※鉄道、バス、航空運賃等の割引 ※その他

The Following Services are Available

(1) Advice

We provide necessary advice for each consultation case.

We also provide referrals to other specialist facilities in cases that require medical care, support, training, or other such specialized assistance.

Ongoing counseling **(2)**

In certain cases, our specialized staff members can provide ongoing counseling for a set period of

Counseling includes therapy programs conducted through fun activities and counseling services for both individuals and groups.

Temporary protective custody **(3)**

If the child needs urgent protection, behavioral observation or lifestyle guidance, the child can be taken into temporary custody.

Temporary custodial measures include admission to a short-term shelter or temporary admission to a commissioned institution.

(4) Foster Parents

The system allows a child who, for various reasons, cannot live with their biological family, and live in another household to be raised as a member of the family.

A system for caring for children for a certain period of time without adoption Foster home A system for caring for children with special needs by families who have special expertise, for a Specialized foster certain period of time. home A system in which a child who fulfils certain requirements is cared for by a relative (within the Kindred foster home third degree of kinship) A system for caring for children with the intention of adoption (general adoption or special Adoptive foster home

A foster parent caring for a child can temporarily place the child in respite care service if they are in need of

A certain amount of the expenses of caring for a child are subsidized.

Admission to an institution **(5)**

Children who for certain circumstances cannot live with their families can be admitted to a child welfare institution, such as an infants' home, children's home, children's self-support facility, institution for mentally disabled children, or institution for physically disabled children for a certain period of time.

Dispatch of a "friend"

Volunteers (called "friends") visit a withdrawn child either at their home or at the child guidance office that the child is attending to take on the role of a "big brother" or "big sister", with the aim of helping enhance the child's social skills and independence through personal and close association with them.

Certificate of mental disability **(7)**

The Mental Disability Certificate is issued to provide further support for mentally disabled children. Mental Disability Certificates can be applied for at the child guidance office.

There are several support policies available depending on the degree of disability.

- Provision of allowances such as the special child-rearing allowance
- Tax abatement or remission
- Subsidization in part of medical costs
- Discounted fares for trains, buses, air travel etc.

-時保護所

つぎのような場合、一時保護します。

- ○緊急保護
 - ・迷子、置去りなど保護者が不明なとき
 - ・保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき
 - ・保護者による虐待、乱暴など養育家庭が子どもにとって不適切であるとき。

〇行動観察

・非行、家庭内暴力、不登校などの子どもを一時的に保護して、十分な行動観察と行動診断を行い、 問題解決の方法を検討する必要があるとき。

〇短期入所指導

・短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による支援が困難なとき。

一時保護所の生活

- 〇おおむね2歳から18歳未満の子どもが対象となります。
- 〇幼児(未就学児)と学齢児(小学生以上)に分かれ、日課により生活します。
- ○年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活指導を行います。
- 〇学齢児には、学習指導職員などにより子どもの学力に応じた学習指導を行い、学習の習慣と意欲 の向上に努めています。また、場合により在籍校への通学ができるよう努めています。
- 〇食事は、栄養のバランスはもちろん、子どもの嗜好に配慮して楽しい食事ができるよう努めています。
- ○誕生会、外出行事、スポーツ大会、季節の催しを行っています。
- ○必要に応じて、医学診断や心理診断を行います。

Temporary shelters

Children are taken into temporary protective custody in the following cases.

Emergency protective custody

- A stray or abandoned child whose guardian's whereabouts is unknown
- A child who is experiencing difficulty in their home life due to the death, sickness, arrest, disappearance or divorce of a parent or guardian
- A child who living in an unsafe environment due to abuse or violence by a parent or guardian

Behavioral observation

 Children who require temporary custody, such as juvenile delinquents, violent children and school truants, undergo thorough behavioral observation and investigation with the aim of finding solutions to the problems.

O Short-stay guidance

• Children whose issues are judged to require short-term psychotherapy or lifestyle guidance, but who cannot be assisted using other methods.

Life in a temporary shelter

- O Temporary shelters provide care for children aged between 2 and 18.
- O Infants (preschool children) and school children (elementary school children and above) live separately, and in accordance with daily routines.
- O Lifestyle guidance enables children to acquire the appropriate lifestyle habits for their age and developmental stage.
- O To help achieve improved study habits and motivation, education counselors provide school children with educational guidance depending on each child's academic capabilities. In some cases, children are encouraged to attend their registered schools.
- O Meals are prepared in consideration of the correction nutritional balance as well as child preferences to make meal times enjoyable for all.
- O Birthday parties, excursions, athletic meetings and seasonal events are organized throughout the year.
- O If necessary, medical and psychological examinations are conducted.

平成22年度児童虐待防止対策関係予算の概要

厚生労働省雇用均等·児童家庭局総務課 虐待防止対策室

(平成21年度当初予算) (平成22年度予算) 17.045百万円 → 18,179百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

(1) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の推進 【次世代育成支援対策交付金】

○ 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報 提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事 業)」の普及・推進を図る。

(2) 養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○ 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育 士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の 普及・推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進する。

(4)子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において児童を一時的に 養育・保護するショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図 る。
- (5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進【次世代育成支援対策交付金】
 - すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保 されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。
- (6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進
 - 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラム を開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

- (1)子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能 強化【一部新規】【次世代育成支援対策交付金】
 - 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講などの取組を支援するとともに、インターネット会議システムの導入などによりネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

- 一時保護所等の体制強化 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】 在宅ケースへの支援の強化を図るとともに、学習指導の強化やトラブルへの 対応等のため、一時保護所における教員・警察官○B等の配置を推進する。
- 一時保護所の環境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】 一時保護所における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を 推進する。

(3) 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の推進

【母子保健医療対策等総合支援事業】

○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るため、平成20年度から22年度の間モデル事業を実施する。

(4) 児童家庭支援センター運営等事業の推進

【児童虐待·DV対策等総合支援事業】

○ 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援 センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。また、 施設を退所した児童等のアフターケアの推進を図る。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実(社会的養護体制の拡充)

(1) 家族再統合に向けた取組の強化【新規】

○ 児童相談所において、親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方 針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、児童相談所の保護者 指導を受託するなど地域において家族支援を担う民間団体の育成を図る。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○ 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待·DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○ 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○ 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充を図る。

○ 児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療 的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(改第 0502001 号
(以第 0502001 号
(以第 0403009 号
(以第 0403009 号
(以第 0403009 号
(以第 0330026 号
(以第 0331014 号
(以第 0331014 号
(以第 0331027 号
(以第 0331027

都 道 府 県 知 事指 定 都 市 市 長 殿児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童虐待防止対策支援事業の実施について

児童福祉行政の向上については、かねてから特段の配慮を煩わしているところであるが、深刻な児童虐待が頻発する中で、児童相談体制の充実は喫緊の課題であり、特に地域における相談業務の中心的な役割を担う児童相談所の相談機能を強化し、専門性を高めることが重要になっている。このため、今般、別紙のとおり「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月18日児発第519号本職通知「家庭支援緊急整備促進事業の実施について」及び平成16年6月23日雇児発第062301号本職通知「子育て支援総合推進モデル都道府県事業の実施について」は、廃止する。

児童虐待防止対策支援事業実施要綱

第1 目的

近年、児童相談所における虐待相談件数の増加とともに、その相談内容も困難な事例が増加していることや医学的治療が必要となるケースが増えるなど、これまでの児童相談所の体制だけでは十分な対応ができない状況がある。

また、児童相談所には市町村の相談窓口が相談窓口としての機能を充分果たせるよう後方支援する役割があることから、児童相談所の専門性の確保・向上等を図り、相談機能を強化することが求められている。

このため、児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

児童虐待防止対策支援事業の実施主体は、都道府県(指定都市、児童相談所 設置市を含む。以下同じ。)とする。

第3 事業内容

下記の $1 \sim 1$ 2 までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。

1 協力体制整備事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所が、地域においてきめ細かな児童虐待防止等に関する活動を行うため、地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を行い、その修了者を地域協力員として登録する等の方法により地域における協力体制(ネットワーク)(以下「ネットワーク」という。)を整備し、児童相談所との一体的な援助活動を行うとともに、地域住民に対して児童虐待防止等に資する広報・啓発を行い、子どもの福祉の向上を図るものである。

(2) 事業の内容及び実施方法

① 対象者

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、家庭相

談員等(以下「主任児童委員等」とする。)の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とする。

② 内容

都道府県は、主任児童委員等に対し児童虐待等に関する専門研修を実施し、児童相談所を中心にした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。

③ 実施方法

- ア 児童相談所長は、研修を企画し、実施するものとする。
- イ 児童相談所長は、研修終了後、研修修了者と児童福祉司が円滑な連携を 図れるよう配慮する。
- ウ 児童相談所長は、講師の選定にあたって児童虐待等の専門家、関係機関 の職員等を招聘するなど地域の実情に応じた方法により行うものとする。
- エ 児童相談所長は、市区町村長からの推薦により、研修者の受付を行い、 参加を決定した場合には市区町村長を通じ通知するものとする。 なお、主任児童委員は、原則として全員が研修を受けるものとする。

④ 人材の登録

- ア 児童相談所長は、管轄地域ごとに研修修了者を地域協力員として登録し、 児童虐待等の通告、相談、援助を円滑に進めるためのネットワークを整備 する。
- イ 児童相談所長は、各地域ごとに地域協力員、福祉事務所の地区担当者及 び保健所の職員等を記載したネットワークの概要を作成し関係機関に配 布するとともに市区町村の広報等により住民に周知を図る。
- ウ 児童相談所長は、ネットワークを有効に活用するため、定期的に地域協力員との連絡会を開催し、ネットワークの充実を図るものとする。
- エ 定期連絡会は、原則として地域協力員及び市区町村の児童福祉担当者が 出席するものとする。

2 カウンセリング強化事業

(1) 趣旨

児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り 組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、家族の再 統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化が求められている。

児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子ども

の福祉の向上に資するものである。

(2) 事業内容

以下の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて 選択し、実施すること。(複数実施も可能とする。)

- ① カウンセリング促進事業
 - ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリングを実施するものである。

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約 の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

- イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。
- (ア) 児童相談所が児童虐待の相談を受理した際、必要に応じ医学的 診断を行うものとする。
- (イ) 児童相談所の援助方針会議において、必要に応じ保護者に関する援助方針について、助言を行うものとする。
- (ウ) 援助方針会議で保護者に対する心理療法が決定した場合、心理療法を担当する職員に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ保護者に対するカウンセリング等を行うものとする。

② 家族療法事業

- ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、 虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画 (プログラム)を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行う など、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意 味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応 じて行うこと。
- イ 子どもや家族に対する治療計画(プログラム)については、児童相談 所と地域の医療機関(精神科医、小児科医等)や専門機関(有識者等) が協働して作成し実施すること。
- ウ 事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。
- エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル (ガイドライン) 等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。
- ③ ファミリーグループカンファレンス事業
 - ア 本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。

11.44

- イ 本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。
- ウ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

- ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを 行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と 家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。
- イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (7) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族
 - (4) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

ウ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施。

- (ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練
- (4) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議
- (ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り
- (エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

エ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の 状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど 様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。

(3) 留意事項

- ① 本事業を円滑に実施するには、子ども、保護者の状態の変化に即した対応が必要である。そのためには、児童相談所と担当する精神科医等とが情報交換を密にし、情報の共有化を図り、効果的な対応の確保に努めること。
- ② 本事業を実施するに際し、個人情報の保護には十分留意すること。
- ③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

3 医療的機能強化事業

(1) 趣旨

都道府県は、児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースについて迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関を協力医療機関に指定し、医学的知見から個々のケースに応じた心身の治療の必要性等についての専門的技術的助言を得るとともに、緊急一時保護などの円滑な委託を図ることにより、児童相談所の医療的機能を強化するものである。

(2) 事業内容

① 対象者

この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 児童相談所で相談を受理した子ども(一時保護中の子どもを含む)及 び保護者で、児童相談所長が心身の治療の必要性等について協力医療機 関からの専門的技術的助言を要すると判断した者。
- イ 虐待等により緊急一時保護が必要な子どもや一時保護所等での保護が 困難な疾病等を有する又は有するおそれのある乳幼児等であって、医療 機関への委託一時保護が適当と児童相談所長が判断した者。

② 実施方法

- ア 都道府県は、地域の医療機関を協力医療機関に指定(複数の機関とすることも可)し、契約の締結や申し合わせを交わす等により実施するものとする。
- イ 協力医療機関は、①のアの対象者に対して的確に診断し、心身の治療 の必要性等を判断するとともに、①のイの対象者に対して、一時保護を 実施する。

4 法的対応機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所が単独で援助を行う場合、保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題等に関して熱意を有する弁護士等の協力を得て実施するものである。
- ② 弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応

に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、 家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は 捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となる よう助言等を行うものとする。

5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

(1) 趣旨

児童相談所におけるスーパーバイザー(専門的助言者)の体制の充実を図るとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めることが求められている。このため、高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。

(2) 事業内容

- ① 本事業は、児童相談所が児童相談業務に関する専門的知識を有する学識 経験者等の協力を得て実施するものである。
- ② 学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。 ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要 となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども(一時保護中 の子どもを含む。)等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものと する。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑 な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。
 - イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第 三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るもの とする。
 - ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断など が必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとす る。
 - エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利 擁護に関する意識を高めるため、処遇困難事例における会議や死亡事例 検証委員会、11の「評価・検証委員会」等を開催するにあたっては、 専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

6 専門性強化事業

(1) 趣旨

地域における児童虐待問題等に関連の深い医師、保健師、ケースワーカーなど専門家の養成を念頭に、実践的な研修を実施するとともに、専門的対応

マニュアル・ガイドライン(以下「マニュアル等」という。)を作成し、関係機関に配布するなどの活用を図り、対応職員の専門性の向上に努めるものとする。

(2) 事業内容

次のいずれかの事業を実施すること。

- ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣
- ② 研修を行う講師等の中央研修への参加派遣
- ③ マニュアル等の作成(改訂含む)・配布

(3) 実施方法

- ① 専門家養成のための実践的な研修は、原則として年2回以上実施すること。
- ② マニュアル等の作成等は、児童虐待問題等に関する実務経験者及び学識経験者等を委員とする作成委員会を設置し行うこと。なお、委員の選定にあたっては、相談実務に精通した者等を含むこと。
- ③ 作成委員会は、相談業務の実情を十分に調査した上で、企画、立案し、 作成等を行うこと。
- ④ マニュアル等は、作成した後も必要に応じて内容を更新すること。

(4) 留意事項

マニュアル等の作成等にあたっては、児童自立支援計画研究会作成の「子ども自立支援計画ガイドライン」を材料として活用する等、必要に応じて適宜作成されたい。

7 一時保護機能強化事業

(1) 趣旨

現在、一時保護所においては、都市部を中心とした満杯状態の問題と同時に、様々な異なる背景を有する子どもが同一の空間において援助されている混合援助の問題、さらには長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などの問題等が地域を問わず発生しており大きな課題となっている。

このため、都道府県は、一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理士、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価(アセスメント)を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

(2) 事業内容

次のいずれかの一時保護対応協力員を配置する。

① 学習指導協力員

保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導を行うものとする。

② 障害等援助協力員

疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外 傷のある子どもに対する心理治療を行うものとする。

③ トラブル対応協力員

混合援助などからくる子どもの間でのトラブルや保護者とのトラブル等の軽減や夜間休日等における即時対応体制の強化を図ることとする。

④ その他(外国人対応協力員(通訳など)等) 個々の保護している子どもが抱える問題(言語面等)を踏まえ、的確な アセスメントが行えるよう、児童指導員を補助することとする。

(3) 実施方法

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、(2)の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

(4) 留意事項

- ① 様々な異なる背景を有する子どもが入所する一時保護所での対応は、専門性を備えた職員が対応することが原則であることから、任用に当たっては、資格、経験、人柄等を十分勘案すること。
- ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければ ならないこと。

8 市町村及び民間団体との連携強化事業

(1)趣旨

都道府県(児童相談所)は、要保護性の高い困難事例に対応していくとと もに、住民に身近な市町村における相談体制の整備や民間団体との連携の強 化を図っていくことが必要である。

そのため、市町村に対する後方支援の観点から、児童相談所の持っている相談対応や情報提供の援助技術等を市町村に伝播するとともに、NPO法人等の民間団体を活用した取組みを行うものとする。

(2) 事業内容

- ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
 - ア 児童相談所は、児童相談業務に関し実務経験のある児童相談所OB職員などを市町村又は要保護児童対策地域協議会に派遣・配置して、児童相談所が有する援助技術等の提供を図るものとする。
 - イ 児童相談所は、市町村に対し、要保護児童対策地域協議会の運営手法 や好事例などを講習会等において伝達するほか、市町村が実施する先駆 的な取組みに関する支援等を実施することにより、市町村における相談

体制の充実を図るものとする。

② 民間団体との連携

ア 民間団体活動推進事業

都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。

イ 民間団体育成事業

都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等を実施する。

9 24時間・365日体制強化事業

(1)趣旨

児童相談所は、新たに児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援することを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るものである。

(2) 事業内容

- ① 各児童相談所に、24時間・365日体制対応協力員を配置する。
- ② 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。
- ③ また、②に掲げる時間帯または祝休日に、児童相談所の職員を充てた場合の、平日の時間帯における②に定める非常勤職員等を配置する場合の体制強化についても対象とする。
- (3) 24時間・365日体制対応協力員の任用資格 協力員は、次のいずれかに該当する者の中から任用するものとする。
 - ① 児童指導員として児童福祉事業に従事した経験を有する者
 - ② 教員として従事した経験を有する者
 - ③ 児童福祉司として従事した経験を有する者
 - ④ 児童心理司として従事した経験を有する者
 - ⑤ 保健師として母子保健事業に従事した経験を有する者
 - ⑥ 保育士として児童及び保護者の指導に従事した経験を有する者
 - ⑦ 児童福祉事業に熱意があって、前各事項に掲げると同等以上の能力を有 すると認められる者

(4) 留意事項

- ① 勤務時間が深夜から早朝になるなど、変則勤務が生じることから、労働関係法規に留意すること。
- ② 職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等

(1)趣旨

平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)等を実施するものである。

(2) 事業内容

保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会)(以下、「厚生労働大臣が定める研修(講習会)」という。)等

(3) 実施基準

- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。
- ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関 (以下「調整機関」という。)の職員を含む)
- ③ 講義及び演習により行うもの。
- ④ 厚生労働大臣が定める研修(講習会)については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものとする。
- (4)研修(講習会)等の内容

研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

① 厚生労働大臣が定める研修(講習会)について

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉 援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

- ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修 (講習会) の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市 町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること
- ② その他

児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修など 必要な研修を行うものとする。

(5) 留意事項

研修(講習会)の実施に当たっては、市町村に対し研修開催の周知を行う

などにより、調整機関職員の研修受講の促進を図り、児童福祉司と同様の資格を有する者が調整機関に配置されるよう支援すること。

11 評価・検証委員会設置促進事業

(1) 趣旨

児童相談所の適切な運営の確保のため、外部有識者等をメンバーとした委員会を設置し、児童相談所の業務管理・組織運営等についての定期的な評価と助言を行うとともに、検証が有効と思われる事例の発生時においても評価と助言等を行うものである。

(2) 構成員

当該委員会の構成員は、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(平成20年3月14日 雇児総発第0314002号)」(以下「検証通知」という。)の別紙の第1の4に規定する者や、児童相談所や都道府県職員、要保護児童対策地域協議会の構成員・調整機関職員など、児童相談所の運営や児童家庭相談について相当の知見を有する者とする。

(3) 事業内容

検証通知に規定する検証に加え、(1)の趣旨に基づく以下の内容等を実施する。

- ① 児童相談所の評価方法についての検討、評価指標、チェックリスト等の 作成
- ② 事例の検証方法についての検討、マニュアル等の作成
- ③ ①又は②を基にした定期的な評価・助言、検証の実施
- ④ ③に基づく報告書の作成、公表

(4) 留意事項

本事業は、検証通知に規定する検証に加えて、(3)の事業内容を実施するものであることから、当該委員会の構成員は、検証通知の別紙の第1の3に規定する検証組織の構成員とする又は構成員を活用するなどの工夫をされたい。

12 保護者指導支援事業

(1) 趣旨

虐待を受けるなどにより児童福祉施設への入所等の措置がとられている子どもにとっても、その保護者と再び一緒に生活することができるようになることは、子どもの福祉にとって望ましいことから、施設長期入所児童の親など困難事例に対して、改善へと向かうよう、児童福祉司と連携して継続的な指導を行う保護者指導支援員を配置し、子どもの家庭復帰への取組の強化を図るものである。

(2) 事業内容

対象者

この事業の対象者は、施設長期入所児童の親など困難事例であって、児童福祉司が保護者指導支援員と連携して保護者指導を行うことが適当と児童相談所長が判断した者とする。

② 実施方法

この事業は、次のいずれかの方法により実施するものとする。

- ア 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者 指導支援員として児童相談所に配置する。
- イ 児童福祉司又は児童心理司と同等程度の知識等を有する者を、保護者 指導支援員として確保する社会福祉法人等に事業を委託する。

③ 実施要件

- ア 保護者指導支援員は、児童相談所の決定した援助方針に則り、児童福祉司と連携して子どもの家庭復帰に向けた保護者指導を行うものとする。
- イ 保護者指導の実施に当たっては、保護者の現状把握に努めるとともに、 効果的な指導を行う観点から、保護者への面接による指導を継続的に行 うこととする。
- ウ 保護者指導の中で、心理的側面でのケアが必要な場合は、2の「カウンセリング強化事業」を併せて実施するなどの工夫を行うこととする。
- エ 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

(3) 留意事項

本事業は、子どもの家庭復帰に向けた取組の強化を図ることを目的としていることから、保護者指導支援員について、勤務形態は任意に設定して差し支えないが、専ら本事業を実施するものとして配置又は確保するものとする。

特に(2)の②のイにより事業を委託する場合には、当該支援員の状況について十分に確認をすること。

第4 国の助成

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用を、別に定めるところにより補助するものとする。

雇児発 0 3 2 4 第 7 号 平成 2 2 年 3 月 2 4 日

都 道 府 県 知 事各 指 定 都 市 市 長 殿児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等·児童家庭局長

児童虐待防止対策支援事業の実施について

標記については、平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働 省雇用均等・児童家庭局長通知により行われているところであるが、今般、 当通知の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から 適用することとされたので通知する。

別 紙

児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表

| 改 正 後 | 現行 |
|---|--|
| 別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱 | 別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱 |
| 第 1 目的 (略) | 第 1 目的 (略) |
| 第2 実施主体 (略) | 第2 実施主体 (略) |
| 第3 事業内容 下記の1~12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。 | 第3 事業内容 下記の1~12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。 |
| 1 協力体制整備事業 (略) | 1 協力体制整備事業 (略) . |
| 2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先 に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るために は、家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化が求められ ている。 児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を 抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理 司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神 科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある 子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うもの であり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。 (2) 事業内容 次の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じ て選択し、実施すること。(複数実施も可能とする。) ① カウンセリング促進事業 | 児童虐待を行う保護者は、自身の <u>虐待を受けた体験等による</u> 心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等(以下、「精神科医等」という。)の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。(2)事業内容 |
| ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神 科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対してカウンセリ ングを実施するものである。 | ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神 科医等の協力を得て実施するものである。 |

改正後

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

- イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。
 - (ア) (略)
 - (化) (略)
 - (ウ) (略)
- ② 家族療法事業
 - ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、<u>治療計画(プログラム)を作成し、それに基づき</u>心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。
 - イ 子どもや家族に対する治療計画(プログラム)については、児童 相談所と地域の医療機関(精神科医、小児科医等)や専門機関(有 識者等)が協働して作成し実施すること。
 - ウ 事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。
 - エ (削除)
- 工事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル(ガイドライン)等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。
- ③ ファミリーグループカンファレンス事業
 - ア 本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。
 - イ 本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題に ついて複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施する ことを基本とする。
 - ウ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き

現行

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と 契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記②に加え、③の 条件を付加すること。

- ② 精神科医等の役割は、次のとおりとする。
 - ア (略)
 - <u>イ</u> (略)
 - ウ (略)
- ③ 家族療法事業
 - ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。
 - イ 児童相談所と地域の医療機関(精神科医、小児科医等)や専門機 関(有識者等)が協働して、子ども及び保護者の治療計画(プログ ラム)を作成し実施すること。
 - ウ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。
 - エ 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」(3)に記載の任用資格が必要であること。
 - <u>オ</u> 事業終了後は、報告書、マニュアル (ガイドライン) 等を作成の 上、関係機関に配布し、活用を図ること。

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|-------------|
| 合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ計 | <u> </u> |
| 議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプロ | |
| グラムを設けることも差し支えない。 | • |
| ④ 宿泊型事業 | |
| ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要 | |
| な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプロ | |
| グラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な | |
| 支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的と | |
| する。 | |
| イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 | |
| (7)児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケ | |
| ースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰 | , |
| の可否についての見極めが必要な家族 | |
| (1)子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、 | |
| 生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要 | |
| な家族 | |
| <u>ウ 事業内容</u> | |
| <u>個々のケースに応じて次のような事業を実施</u> | |
| (7)家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練 | |
| (イ)育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議 | |
| (ウ)親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り | |
| (エ)精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言 | |
| エーその他 | |
| <u>宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。</u> なお、親 | |
| 子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日 | |
| 帰りなど様々な形態を組み合わせて実施することも差し支えない。 | |
| (3) 留意事項 | (3) 留意事項 |
| ① (略) | ① (略) |
| ② (略) | ② (略) |
| ③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる | |
| 場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の | |
| 対象とする。 | |
| on the term of the | |
| 3 医療的機能強化事業 | 3 医療的機能強化事業 |
| (略) | (略) |
| | 1 |

改正後 4 法的対応機能強化事業 4 法的対応機能強化事業 (略) (略) 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略) (略) 6 専門性強化事業 6 専門性強化事業 (1) 趣旨 (略) (1)趣旨 (略) (2) 事業内容 (2) 事業内容 次のいずれかの事業を実施すること。 ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣 2 (略) ② (略) (3) (略) (略) (3) 実施方法 (略) (4) 留意事項 (略) 7 一時保護機能強化事業 (略) (略) 8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (1) 趣旨 (1) 趣旨 (略) (略) (2) 事業内容 (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略) ② 民間団体との連携 ア 民間団体活動推進事業 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人 からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合 の取組み等を実施する。 イ 民間団体育成事業 都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間 団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等 に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけ

のスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの 派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等

- 5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
 - ① 専門家養成のための実践的な研修の実施

現 行

- 7 一時保護機能強化事業
- 8 市町村及び民間団体との連携強化事業
 - ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
 - ② 民間団体との連携

都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人 からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合 の取組み等を実施する。

改正後

を実施する。

9 24時間・365日体制強化事業 (略)

10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等

(1) 趣旨

平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も 児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体と なり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)等を実施す るものである。

(2) 事業内容

保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会) (以下、「厚生労働大臣が定める研修(講習会)」という。)等

(3) 実施基準

- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉 法人等。
- ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む)
- ③ 講義及び演習により行うもの。
- ④ <u>厚生労働大臣が定める研修(講習会)については、</u>概ね3月以内 とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものと する。
- (4) 研修(講習会) 等の内容

研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

① 厚生労働大臣が定める研修(講習会)について

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

- ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修(講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市 町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること
- ② その他

現 行

9 24時間・365日体制強化事業 (略)

10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)

(1) 趣旨

平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も 児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体と なり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)を実施する ものである。

(2) 事業内容

保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から 第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講 習会)

(3) 実施基準

- ① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉 法人等。
- ② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む)
- ③ 講義及び演習により行うもの。
- ④ 修業年限は概ね3月以内。

(4) 研修(講習会)等の内容

研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。

【講義科目】

児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社 会福祉援助技術論、児童虐待援助論

【演習科目】

社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習

※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修 (講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市 町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| 児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修な <u>ど必要な研修を行うものとする。</u> (5) 留意事項 (略) | (5) 留意事項 (略) |
| 11 評価・検証委員会設置促進事業 (略) | 11 評価・検証委員会設置促進事業 (略) |
| 1 2 保護者指導支援事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 対象者 (略) ② 実施方法 (略) ③ 実施要件 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充て る場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。 | 12 保護者指導支援事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 対象者 (略) ② 実施方法 (略) ③ 実施要件 ア (略) イ (略) ウ (略) |
| (3) 留意事項 (略) | (3) 留意事項 (略) |
| 第4 国の助成 (略) | 第4 国の助成 (略) |

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(案)

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業 及び評価基準について(案)」(局長通知)抜粋

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会) (以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機 関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化 を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、 早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む。)を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。ア 調整機関職員の専門性強化

- ②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。
- (7) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合 次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講させる。
 - a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)
 - b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」)
- (イ) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合 更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。
 - a 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター) が実施する研修
 - b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(ア)及び(イ)のいずれか又は両方の取組を行う。

- (7) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々の子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。
- (イ) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域 ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切 に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア〜ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿(社会資源集)を作成・配布し、周知を図る取組。

雇児発第 0423005 号 平成19年4月23日

【一部改正】平成21年7月24日 雇児発第0724001号

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

身元保証人確保対策事業の実施について

児童養護施設等に入所している子ども、里親に委託されている子ども、母子生活支援施設及び婦人保護施設に入所している女性や子ども、児童相談所又は婦人相談所により一時保護されている子どもや女性が、施設等を退所して社会的に自立した生活を行おうとした場合、親等による保証人が得られず、就職やアパート等の賃借が困難となる場合がある。

施設等を退所する子どもや女性に対する自立に向けた支援は大きな課題であることから、就職やアパート等の賃借にあたって支障が生じることがないよう、別紙のとおり「身元保証人確保対策事業実施要綱」を定め、平成19年7月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を図られたく通知する。

また、貴管内市及び福祉事務所設置町村に対しては、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項 の規定に基づく技術的な助言である。

身元保証人確保対策事業実施要綱

第1 目的

身元保証人確保対策事業は、子どもや女性等(以下「子ども等」という。)の自立支援を図る観点から、児童養護施設や婦人保護施設等に入所中又は退所した子ども等や、里親等に委託中又は委託解除後の子ども等に対し、就職やアパート等を賃借する際に施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結することにより、身元保証人を確保し、これらの者の社会的自立の促進に寄与することを目的とする。

第2 実施主体等

- (1) 本事業の実施主体は、対象となる子ども等の措置、保護、一時保護を行う都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下、「都道府県等」という。)とする。
- (2) 本事業の運営主体は、全国社会福祉協議会(以下「全社協」という。)とする。

第3 対象となる子ども等

この事業の対象となる子ども等は、次に掲げるものとする。

- ① 児童福祉法(以下「法」という。)第27条第1項第3号の規定により児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に入所しているもの、 又は里親若しくは小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者に委託されているもの、あるいは退所又は委託解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ② 法第33条の6第1項の規定により児童自立生活援助の実施が行われている もの又は児童自立生活援助の実施の解除から本事業の申請まで6か月以内のも の。
- ③ 法第33条の規定により児童相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に 一時保護されているもの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内 のもの。
- ④ 法第23条第1項の規定により母子生活支援施設に保護されているもの又は 保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ⑤ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。)第5条又は売春防止法第36条の規定により婦人保護施設に保護されているもの又は保護の廃止から本事業の申請まで6か月以内のもの。
- ⑥ DV 防止法第3条第3項第3号又は売春防止法第34条第2項第3号の規定 により婦人相談所一時保護所(一時保護委託を含む。)に一時保護されている もの又は一時保護の解除から本事業の申請まで6か月以内のもの。

第4 対象となる被保証人

この事業の対象となる被保証人は、第3に掲げる子ども等であって、かつ次の理由により父母(保護者)等に適当な保証人がなく施設長等が保証人となることが適当な者とする。

- ① 父母等が死亡又は行方不明、逮捕拘留中となっている。
- ② 父母等に心身の障害がある。
- ③ 父母等が経済的に困窮している。
- ④ 虐待や配偶者からの暴力等の理由により父母・配偶者等が保証人になること が適当でない、もしくは協力が得られない。

第5 対象となる保証人

この事業の対象となる保証人は、次に掲げるものとする。

- ① 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、婦人保護施設については施設長とする。
- ② 里親については、里親又は措置をした児童相談所長とする。
- ③ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を行う者については、養育者又は措置をした児童相談所長とする。
- ④ 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を行う者については、養育者又は 措置をした児童相談所長とする。
- ⑤ 児童相談所一時保護所、婦人相談所一時保護所(いずれも一時保護委託を含む。)については、児童相談所、婦人相談所の所長とする。

第6 保証範囲

① 就職時の身元保証

被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対して保証金を支払う。

② アパート等の賃借時の連帯保証

賃貸住宅または賃貸施設(以下「賃貸住宅等」という。)に関し、被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、次に掲げるものが履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対し保証金を支払う。

ア 家賃もしくは賃貸料および共益費(以下「家賃等」という。)の支払い

- イ 賃貸住宅等の修理または現状回復の費用の支払い
- ウ 賃貸借期間経過後の不法住居による賠償金の支払い
- エ 前各号債務の履行遅延による遅延利息の支払い

第7 保証期間

この事業における保証期間は、次のとおりとする。

① 就職時の身元保証の期間は、1年毎の更新とし、原則最長3年間とする。

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間は、1年毎の更新とし、原則最長3年間とする。

第8 保証限度額

この事業における1件あたりの保証限度額は、次に掲げるものとする。

① 就職時の身元保証

200 万円

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証

120 万円

第9 保険料

① 就職時の身元保証

年間保険料 10,560円 (月額 880円)

② 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152 円 (月額 1,596 円)

第10 求償権

全社協が雇用主、家主等に損害賠償又は債務弁済を行ったときは、その賠償等を した金額の限度において、全社協は被保証人に対し求償権を有するものとする(実 際上は保険契約を締結している保険会社に求償権が移転する。)。

ただし、次に掲げる場合は、求償権の全部又は一部を行使しないことができる。

- ① 被保証人が死亡したとき。
- ② 被保証人が精神又は身体に著しい障害を受けたとき。
- ③ 被保証人が生活に困窮し、賠償金などを返済することが困難であると認められるとき。
- ④ 前3号のほか、特にやむを得ない事由があると認められるとき。

第11 身元保証人確保対策事業運営委員会

この事業の効果的な推進を図るため、全社協に身元保証人確保対策事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置することとする。

なお、委員会に関する規程及び委員会の運営に関し必要な事項は全社協において 別に定めるものとする。

第12 身元保証審査会

委員会に身元保証審査会(以下「審査会」という。)を設置し、審査会において は必要に応じて本制度の加入申請、賠償金額及び債務弁済額の審議、決定等を行う。 なお、審査会の運営に関する規程は、全社協において別に定めることとする。

第13 経費

国は、都道府県等がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところ により予算の範囲内で補助を行うものとする。

雇 児 発 0 3 3 1 第 6 号 平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

児童相談所運営指針等の改正について

児童相談所並びに市町村が行う児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議会の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び同施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)、「市町村児童家庭相談援助指針について」(平成17年2月14日付け雇児発第0214002号)、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(平成17年2月25日付け雇児発第0225001号)において具体的に示しているところである。

今般、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成22年3月24日付け雇児発0324第1号)を策定したこと等に伴い、児童相談所運営指針等を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し、周知徹底をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的な助言である。

児童相談所運営指針新旧対照表

| 改正後 | 現 行 |
|--|--|
| 第1章~第6章 略 | 第1章~第6章 略 |
| 第7章 各種機関との連携 第1節~第9節 略 第10節 保育所等との関係 1. 保育所との連携 (1)~(6) 略 | 第7章 各種機関との連携 第1節〜第9節 略 第10節 保育所等との関係 1.保育所との連携 (1)〜(6) 略 |
| (7) 虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、保育所 に在籍する児童については、定期的に(おおむね1か月に1回)、 保育所から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報 を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催す るなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うこ とが適当である。 | |
| 保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。 | the state of the s |
| 第11節 <u>〜第12節</u> 略 第13節 学校、教育委員会との関係 1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等)との関係 (1)〜(5) 略 | 第11節〜第12節 略 第13節 学校、教育委員会との関係 1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等)との関係 (1)〜(5) 略 |
| (6) 虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、学校に在籍する児童については、定期的に(おおむね1か月に1回)、学校から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うこと | |
| が適当である。 学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な 手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所 への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日雇児発 0324 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照さ れたい。 | |
| 2. 教育委員会との関係 | 2. 教育委員会との関係 略 |
| 略 第14節~第20節 略 | 第14節~第20節 略 |
| 第8章 略 | 第8章 略 |

市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表

改正後 現行 第1章~第3章 略 第1章~第3章 略. 第4章 関係機関との連携 第4章 関係機関との連携 第1節~第3節 略 第1節~第3節 略 第4節 学校、教育委員会等との関係 第4節 学校、教育委員会等との関係 1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等)との関係 1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等) との関係 (1)~(6) 略 (1)~(6) 略 (7) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている 児童であって、学校に在籍する児童については、定期的に(お おむね1か月に1回)、学校から当該児童の出欠状況等の情報提 供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケー ス検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検 討を組織的に行うことが適当である。 学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な 手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所 への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日雇児発 0324 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照さ れたい。 2 略 2 略 第5節 保育所との関係 第5節 保育所との関係 (1) \sim (4) 略 (1)~(4) 略 (5) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている児 童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に(おお むね1か月に1回)、保育所から当該児童の出欠状況等の情報提供 を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検 討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組 織的に行うことが適当である。 保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な 手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所へ の定期的な情報提供について」(平成22年3月24日雇児発0324第 1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい 第6節~第20節 略 第6節~第20節 略 第5章 略 第5章 略

要保護児童対策地域協議会設置·運営指針新旧対照表

現 行 改正後 第1章 要保護児童対策地域協議会とは 第1章 要保護児童対策地域協議会とは 1~6 略 1~6 略 7 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)第19条第1項 に規定する子ども・若者支援地域協議会との関係 地域協議会は、上記5に掲げる対象者の早期発見や適切な保護又は 支援を図ることを目的としている。 一方で、子ども・若者支援地域協議会は、保護者の状況如何にかか わらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者(対 象年齢は30歳代までを想定)に対する支援を行うものであり、地域協 議会とは設置目的が異なる。 このため、子ども・若者支援地域協議会の設置によって、基本的に は、地域協議会の運営に影響が生じるものではない。 ただし、地域協議会の対象である18歳未満の年齢層においては支援 対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方 の協議会の構成機関となることも考えられることから、両協議会の役 割分担を明確にしつつ、地域協議会の支援対象である児童が自立に必 要な年齢に到達した場合の子ども・若者支援地域協議会へ適切に斡旋 する等の連携・協力体制の確保に十分配慮されたい。 なお、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営に係る具体的な取 扱いについては、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平 成22年2月23日 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)を参照 されたい。 第2章 略 第2章 略 第3章 第3章 1. 業務 1. 業務 (1)~(3) 略 (1)~(3) 略 (4) 虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている児童であって、 学校及び保育所(以下「学校等」という。)に在籍する児童につい

ては、定期的に(おおむね1か月に1回)、学校等から当該児童の

出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要 に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及 び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。

学校等から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な 手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所へ の定期的な情報提供について」(平成22年3月24日付け雇児発0324 第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。

略

略

(6) (7) (8) 略

(9)

第4章~第6章 略

(5) (6) (7)

第4章~第6章 略

平成 22 年度子どもの虹情報研修センター 虐待対応研修一覧 ☆:講義をインターネット経由で配信

| | 半成 22 年度子ども | の虹情報研修センター 虐待対応研修一覧 ☆:講義をイン | ノダーネット経田で | |
|-----------|---|--|-----------------------------|-------|
| | 研 修 名 | 受 講 対 象 | 実施時期 | 定員 |
| 22年 | 児童相談所長研修<前期> | 新任児童相談所長 | 4月21日(水) | 80名 |
| 4月 | | | ~23 日 (金) | 00 20 |
| 5月 | 児童相談所・情緒障害児短期治療施設・ 医療機関等医師専門研修 | 児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・精神保健福祉センター医師・小児総合医療施設医師・児童青年精神科医療施設医師・その他の医療機関に勤務している児童虐待に携わる医師 | 5月12日(水) ~13日(木) | 30名 |
| | 児童相談所医師専門研修 | 児童相談所に勤務する医師 | 5月13日(木) ~14日(金) | 30名 |
| 6月 | 地域虐待対応研修指導者養成研修 ☆ | 児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関及び構成機関の代表等(本庁、教育委員会指導主事、保健機関職員等)指導的立場にある職員で、要保護児童対策地域協議会の強化にむけた研修の実施と支援等に携わる者 | 6月8日 (火) ~11日 (金) | 60名 |
| | 児童相談所児童福祉司指導者基礎研修 | 児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長若しくはこれらに準ずる職にある職員で、児童相談所経験が5年に満たない者(児童相談所長研修、児童福祉司SV研修、児童心理司SV研修の受講要件を満たす者は除く) | 6月29日(火) ~7月2日(金) | 80名 |
| 7月 | 地域虐待対応合同アドバンス研修 <福井> | 要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・同協議会構成機関の代表(教育委員会指導主事等)及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、 | 7月13日 (火) ~14日 (水) | 80名 |
| | 地域虐待対応合同アドバンス研修 <愛媛> | より高度なステップアップ研修を必要としている者 | 7月21日(水) ~22日(木) | 80名 |
| | 特別研修 教育機関と児童相談所職員の 合同研修 ************************************ | 都道府県教育委員会指導主事等教育機関の指導的立場にある職員及び 児童相談所職員で、児童虐待対応に携わる職員(定員の範囲内で市町村 教育委員会指導主事等の受け入れが可能である。) | 7月28日(水) ~29日(木) | 80名 |
| 8月 | 児童相談所児童心理司スーパーバイザー 研修 | 児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザー | 8月3日 (火) ~6日 (金) | 80名 |
| | 大学生・大学院生子ども虐待防止MDT (多分野横断チーム)研修 | 子ども虐待防止等に関心のある短大生・大学生・大学院生 | 8月24日(火) ~25日(水) | 80名 |
| 9月 | 情緒障害児短期治療施設職員指導者研修 | 情緒障害児短期治療施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導 員、主任心理士、主任保育士等 | 9月7日 (火) ~9日 (木) | 30名 |
| - , , | 児童相談所児童福祉司スーパーバイザー 研修 | 児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童福祉司スーパーバイザー | 9月14日 (火) ~17日 (金) | 80 名 |
| 10月 | 児童相談所長研修 <後期> | 同研修<前期>に参加した児童相談所長 | 10月6日 (水) ~8日 (金) | 80名 |
| | 児童養護施設職員指導者研修 | 児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員・主任保 育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員、グループホーム長等 | 10月26日(火) ~29日(金) | 80名 |
| 11月 | 治療機関·施設専門研修 | 児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる者 | 11月9日 (火) ~12日 (金) | 80名 |
| | 公開講座 | 子どもの虐待防止等に関心のある者 | 11月9日(火) | 100名 |
| 12月 | 児童福祉施設指導者合同研修 | 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設で基幹的 職員など指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相 談員、個別対応職員等のうち、施設経験5年を満たした者 | 12月1日 (水) ~3日 (金) | 80名 |
| | 児童福祉施設心理担当職員合同研修(A) | 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児治療施設、母 子生活支援施設等に勤務する心理担当職員 | 12月15日(水) ~17日(金) | 80名 |
| | 児童福祉施設心理担当職員合同研修 (B) | 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児治療施設、母 子生活支援施設等に勤務する心理担当職員 | 12月20日(月) ~22日(水) | 80名 |
| 23年 1月 | 児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司 合同研修 | 児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、児童相談所 経験3年を満たした者 | 1月11日(火)~14日(金) | 80名 |
| | 乳児院職員指導者研修 | 乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門 相談員等 | 1月25日(火) ~28日(金) | 60 名 |
| 2月 | 地域虐待対応合同アドバンス研修 <栃木> | 要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・同協議会構成機関の代表 (教育委員会指導主事等)及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、 より高度なステップアップ研修を必要としている者 | 2月2日 (水) ~3日 (木) | 80名 |
| _ | 児童相談所・児童福祉施設職員合同研修 ・ | 児童相談所・児童福祉施設経験3年を満たした者 | 2月16日(水) ~18日(金) | 60名 |
| 3月 | テーマ別阿修「子ども虐待防止と周産期の支援」 | この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者 | 3月2日 (水) ~4日 (金) | 80 名 |
| | テーマ別研修「DVと子ども虐待」 | この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者 | 3月9日 (水) ~11日 (金) | 80 名 |
| 随時 | 児童福祉施設職員等地域合同研修 | 児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員 | 年2か所 | 50 名 |
| 年間 | 児童福祉関係職員長期研修 (Web 研修) | 児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びた い者 | 6月3日~4日 3月17日~18日 月1回 | 数名 |

228

市町村における児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について(概要)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村(東京都の特別区を含む。以下同じ。)の児童 家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置 状況等について把握したものである。

【児童家庭相談業務】

- 〇 相談窓口に従事する職員数
 - 相談窓口に従事する職員数は、全国で6,842人となっている(前年度比12人増)。 うち、一定の専門資格を有する者は4,411人(同125人増)となっている。
 - ※ 平成20年度において、全国の市区町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は27万364件(前年度比1,483件減)であり、このうち、児童虐待に関する相談受付件数は5万1,620件となっている(同1,500件増)(「平成20年度社会福祉行政業務報告」による)。

【要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況】

- 地域協議会又は児童虐待防止ネットワークの設置率 地域協議会又は児童虐待防止ネットワークを設置している市区町村の割合は97.6% (前年度比3.5%増)となっている。
- 〇 地域協議会の調整機関担当職員数

全国で4,938名(前年度比404人増)となっており、そのうち、一定の専門資格を有する者は2,588人(同275人増)となっている。

○ 地域協議会におけるケースの登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

市町村の児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会 (子どもを守る地域ネットワーク)の設置状況等について (平成21年4月現在)

本調査は、平成21年4月1日現在の市区町村(東京都の特別区を含む。以下同じ。)の 児童家庭相談業務の状況及び要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況等について把握したものである。

〇 人口規模区分別市区町村数、該当人口

(平成21年4月1日現在)

| 人口規模区分 | か所 | 【前年度】 | 該当区分での合計人口 |
|-----------------------|-------|---------|------------------------|
| 市区 | 787 | [791] | |
| 人口30万人以上 | 65 | [65] | 28,937,017 人 (22.5%) |
| 人口10万人~30万人未满 | 205 | [199] | 33,266,390 人 (25.9%) |
| 人口10万人未満 | 517 | [527] | 27,447,002 人 (21.4%) |
| 町 | 801 | [808] | 12,162,234 人 (9.5%) |
| 村 | 191 | [193] | 899,115 人 (0.7%) |
| 指定都市(政令指定都市・児童相談所設置市) | 19 | 【19】 | 25,686,085 人 (20.0%) |
| 計 | 1,798 | 【1,811】 | 128,397,843 人 (100.0%) |

I 市区町村における児童家庭相談業務の状況について

1. 相談窓口(主たる相談窓口)の設置場所について

市区においては、家庭児童相談室が設置されている児童福祉主管課又は福祉事務所に窓口を設置している所が、人口規模30万人以上では83.1%(当該区分の総数に対する割合、以下同じ)、10万人以上30万人未満では86.4%、10万人未満では87.2%となっている。

町村部においては、児童福祉主管課、母子保健主管課又は児童福祉・母子保健統合課に 相談窓口を設置している所が、町では87.8%、村では87.5%となっている。

指定都市においては、従来から児童相談所を中心に児童家庭相談を担ってきたところであるが、指定都市内の区福祉事務所等に児童家庭相談窓口を設置し、重層構造にしている所が84.2%となっている。

(上段:該当区分での割合 下段:市区町村数)

| | | (上段:該当区分での割合 下規 模 区 分 | | | | | | |
|----------------|----------------|--------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | BJ BJ | 村 | 指定都市 | 合 計 | 参 考 (平成20年度) |
| ① 児童福祉主管課 | 58.5% | 64.4% | 55.3% | 45.6% | 33.0% | 10.5% | 49.3% | 49.9% |
| | 38 | 132 | 286 | 365 | 63 | 2 | 886 | 904 |
| ② 母子保健主管課 | ļ | 1.0% | 0.2% | 6.9% | 6.3% | 5.3% | 3.9% | 3.8% |
| | | 2 | 1 | 55 | 12 | 1 | 71 | 68 |
| ③ 児童福祉・母子保健統合課 | 7.7% | 4.9% | 5.4% | 35.3% | 48.2% | 15.8% | 23.4% | 22.7% |
| | 5 | 10 | 28 | 283 | 92 | 3 | 421 | 411 |
| ④ 福祉事務所 | 24.6% | 22.0% | 31.9% | 0.6% | | 42.1% | 13.3% | 13.4% |
| (家庭児童相談室) | 16 | 45 | 165 | 5 | | 8 | 239 | 243 |
| ⑤ 福祉事務所 | 1.5% | 0.5% | 2.1% | - | 1.0% | _ | 0.8% | 0.8% |
| (家庭児童相談室を除く) | 1 | 1 | 11 | - | 2 | - | 15 | 15 |
| ⑥ 保健センター | 1.5% | | 0.2% | 5.6% | 5.8% | _ | 3.2% | 3.2% |
| | 1 | | 1 | 45 | 11 | - | 58 | 58 |
| ⑦ 教育委員会 | | 1.5% | 3.9% | 2.9% | 2.6% | | 2.8% | 2.7% |
| | | 3 | 20 | 23 | 5 | - | 51 | 48 |
| ⑧ 市設置の保健所 | | | | | | | - | 0.1% |
| | | | | | | | | 1 |
| ⑨ 市設置の児童相談所 | - | 0.5% | | | 0.5% | 15.8% | 0.3% | 0.2% |
| | | 1 | <u> </u> | _ | 1 | 3 | 5 | 3 |
| ⑩ 障害福祉主管課 | | - | 0.2% | 1.0% | 1.0% | | 0.6% | 0.7% |
| | | | 1 | 8 | 2 | | 11 | 13 |
| ⑪ その他 | 6.2% | 5.4% | 0.8% | 2.1% | 1.6% | 10.5% | 2.3% | 2.6% |
| | 4 | 11 | 4 | 17 | 3 | 2 | 41 | 47 |
| 合 計 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 1009 |
| | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,811 |

2. 主たる相談窓口の担当職員について

主たる相談窓口に従事する相談担当職員は、全国で 6 、 8 4 2 名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者(①~⑧)が 4 、 4 1 1 名(6 4 、5 %)、そのうち、児童福祉司と同様の資格を有する者(①~④)が 1 、 0 4 1 名(1 5 、2 %)となっている。

| | | | | | <u>役: 該当区分で</u> | の割合 | 下段:人数) | |
|--|----------------|--------------------------|----------------|--------|-----------------|--------|--------|-----------------|
| | 規模区分 | | | | | | | |
| | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | ⊞Т. | 村 | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平成20年度) |
| ① 児童福祉司と同様の資格を有する者 | 16.6% | 17.0% | 10.3% | 3.7% | 2.9% | 20.6% | 10.5% | 7.6% |
| (②、③又は④に該当する者を除く)(②、④ | 106 | 187 | 1,68 | 84 | 12 | 161 | 718 | 519 |
| ② 医師 | _ | 0.1% | 0.1% | 0.1% | - | 0.1% | 0.1% | 0.2% |
| | . 0 | 1 | _1_ | 2 | | 1 | 5 | 12 |
| ③ 社会福祉士 | 9.7% | 6.3% | 2.9% | 1,6% | 1.4% | 6.4% | 4.0% | 3.8% |
| | 62 | 69 | 48 | 36 | 6 | 50 | 271 | 258 |
| ④ 精神保健福祉士 | 0.8% | 1.4% | 0.4% | 0.6% | 0.2% | 0.6% | 0.7% | 0.8% |
| | 5 | 15 | 7 | 14 | 1_ | 5 | 47 | 52 |
| 小 計 (①~④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者) | 27.1% | 24.8% | 13.8% | 6.0% | 4.6% | 27.8% | 15.2% | 12.3% |
| (元皇僧祖司と同様の異者を有する者) | 173 | 272 | 224 | 136 | 19 | 217 | 1,041 | 841 |
| ⑤ 保健師・助産師・看護師 | 10.2% | 9.3% | 6.6% | 32.4% | 41.3% | 16.3% | 19.2% | 20.7% |
| (①に該当する者を除く) | 65 | 102 | 108 | 739 | 171 | 127 | 1,312 | 1,411 |
| ⑥ 教員免許を有する者 | 15.3% | 18.3% | 27.1% | 3.4% | 1.2% | 10.0% | 13.2% | 13.3% |
| (①に該当する者を除く) | 98 | 201 | 441 | 78 | 5_ | 78 | 901 | 905 |
| ⑦ (⑦ (保育士 | 15.3% | 14.4% | 12.1% | 7.0% | 8.5% | 6.7% | 10.2% | 10.6% |
| (①に該当する者を除く) | 98 | 158 | 197 | 160 | 35 | 52 | 700 | 724 |
| 8 ①~⑦に記載の資格を有しない | 10.8% | 8.8% | 8.6% | 1.8% | 1.2% | 13.6% | 6.7% | 5.9% |
| 社会福祉主 事 | 69 | 97 | 140 | 40 | 5 | 106 | 457 | 405 |
| 小 計 (①~®の計) | 78.7% | 75.7% | 68.1% | 50.5% | 56.8% | 74.3% | 64.5% | 62.8% |
| () () () () () () () () () () | 503 | 830 | 1,110 | 1,153 | 235 | 580 | 4,411 | 4,286 |
| ⑨①~⑧に記載の資格を有しない | 12.7% | 13.9% | 24.0% | 47.8% | 41.3% | 16.8% | 29.5% | 31.2% |
| 一般事務職員 | 81 | 153 | 391 | 1,091 | 171 | 131 | 2,018 | 2,130 |
| ① その他 | 8.6% | 10.4% | 7.9% | 1.7% | 1.9% | 9.0% | 6.0% | 6.1% |
| | 55 | 114 | 128 | 38_ | 8 | 70 | 413 | 414 |
| 合 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 639 | 1,097 | 1,629 | 2,282 | 414 | 781 | 6,842 | 6,830 |

● 都道府県(指定都市含む)別、主たる相談窓口の担当職員

| | | ON SERVICE | | 3000 | Old Sale | 5.555 | | | | Contract of | Various III. Garage | |
|--------------|-------------------|-------------------------|---------------|---------------|----------|----------|------------------|----------|------------|-------------|------------------------|------------|
| 12.5 | | の数数数 と同様の数 数を数する数 | | | | | | | | | (OL.) | |
| | CL | (2)(3) | | | | | 3 7 7 | 3.63.3 | | | | n inti |
| | | | | | | | £ . | | | | 13 | |
| 北海道 | 704 | 16 | 1 | 4 | 2 | 239 | 36 | 36 | 25 | 318 | 27 | 684 |
| 青森県 岩手県 | 108 79 | 3 | | 1 | | 27 | 5 14 | 10 | 2 | 55 38 | 5 | 105 76 |
| 宮城県 秋田県 | 120 89 | 15 | - | - 4 | 11 | 34 13 | 13 12 | 12 11 | 5 | 35 39 | 8 5 | 124 79 |
| 山形県 福島県 | 93 189 | | - | 1 | - | 18 | 12 | 8 | 13 | 38 | 3 | 87 |
| 茨城県 | 137 | 5 8 | | 3 4 | 1 | 58 7 | 29 43 | 12 | 23 11 | 60 42 | 9. | 177 |
| 栃木県 群馬県 | 116 | 12 | | - 3 | 1 - | 21 26 | 24 15 | 7 8 | 5 | 44 37 | 2 8 | 113 |
| 埼玉県 千葉県 | 261 224 | 26 16 | - | 15 6 | | 29 32 | 43 | 15 | 33 | 89 | 11 | 290 |
| 東京都 | 535 | 73 | 2 | 56 | 11 | 54 | 71 58 | 20 99 | 40 | 57 73 | 14 69 | 211 503 |
| 神奈川県 新潟県 | 151 | 19 | | 10 | 3 2 | 27 25 | 10 | 24 15 | 9 2 | 27 15 | 22 | 151 |
| 富山県石川県 | 52 49 | 12 | - | 2 2 | - 1 | 10 14 | 3 | 5 | 1 | 18 | 1 | 27 |
| 福井県 | 42 | 8 | - | 4 | 1 | 2 | 4 | 7 | 2 | 13 | 1 2 | 45 · 45 |
| 山梨県 長野県 | 85 212 | 13 | <u>-</u> - | 1 | | 26 48 | 8 33 | 8 40 | 7 10 | 30 55 | 3 12 | 93 227 |
| 岐阜県 静岡県 | 118 | 11 | - | <u>2</u> 4 | 3 | 13 12 | 4 24 | 22 11 | 5 17 | 51 18 | 7 | 110 |
| 愛知県 | 198 | 15 | - | 4 | | 26 | 49 | 34 | 6 | 57 | 7 | 194 |
| 滋賀県 | 86 | 36 15 | | 7 | - | 16 | 13 10 | 17 | 11 | 31 21 | 9 | 121 92 |
| 京都府 大阪府 | 58 186 | 63 | | 22 | - 4 | 10 13 | 10 7 | 8 31 | 14 | 16 26 | 3 6 | 177 |
| 兵庫県 奈良県 | 15 4 89 | 18 | | 5 | | 21 | 34 | 18 | 11 | 37 | 10 | 133 |
| 和歌山県 | 80 | 1 | | 9 | | 24 25 | 10 | 13 | 4 1 | 32 28 | 6 | 94 |
| 鳥取県 島根県 | 61 | - 6 | - | 3 4 | 2 | 19 | 5 7 | 7 | 5 3 | 20 13 | 2 | 55 73 |
| 岡山県 広島県 | 93 | 14 | - | 1 3 | 1 | 22 3 | 21 10 | 3 11 | 11 9 | 18 19 | 3 | 83 67 |
| 山口県 徳島県 | 60 61 | 12 | | 2 | | 4 | , 9 | 3 | 4 | 21 | 5 | 55 |
| 香川県 | 42 | 3 | - | 1 | - | 20 18 | 10 | 7 | 2 | 16 11 | 3 | 68 39 |
| 愛媛県 高知県 | 72 86 | 7 | 1 | 3 | | 14 | 8 16 | 19 6 | 1 | 25 21 | 2 9 | 66 74 |
| 福岡県 佐賀県 | 185 43 | 10 | - | 3 | 3 | 33 6 | 23 | 22 | 6 | 81 | 4 | 173 |
| 長崎県 | 71 | 4 | | 3 | 1 | 14 | 1 4 11 | 3 4 | 6 | 15 21 | 7 | 77 |
| 熊本県 大分県 | 118 75 | 9 | - | 3 5 | 1 | 35 | 11 | 7 | 2 | 46 23 | 4 5 | 125 72 |
| 宮崎県 鹿児島県 | 82 126 | 3 6 | - | 2 | 1 | 26 16 | 19 10 | 3 8 | 1 5 | 26 69 | 1 | 99 |
| 沖縄県 札幌市 | 86 | 8 | | 7. | | 16 | 5 | 8 | 7 | 30 | 5 | 84 |
| 仙台市 | 16 | 3 | - | 1 | | - | 6 3 | 1 | 4 - | | - 8 | 16 |
| さいたま市 千葉市 | 26 12 | 1 6 | | 3 - | | _ | 3 | 2 | 5 6 | 11 | 1 | 28 |
| 横浜市 川崎市 | 90 8 | - 1 | - | | | 18 | 18 | 18 | 18 | | 18 | 241 |
| 新潟市 | 25 | 11 | | 7 | 1 | | 1 | 5 | 1 | 2 | | 15 |
| 静岡市 名古屋市 | 12 14 | 9 | | 4 | - | | 4 | 1 | 4 1 | | 3 | 12 |
| 浜松市 京都市 | 26 98 | 16 59 | - | 7 | | _ | 1 | 1 | 31 | 5 | 3 | 25 85 |
| 大阪市 堺市 | 122 | 28 | | 9 | | 3 | 18 | 7 | 12 | 25 | 20 | 109 |
| 神戸市 | 21 159 | 5 5 | | 7 | 2 | 68 | 3 | 3 | 5 5 | - 75 | - | 164 |
| 広島市 北九州市 | 29 36 | - 1 | | 2 4 | - | 3 - | 7 9 | 2 | 13 | 1 7 | 1 2 | 21 36 |
| 福岡市 | 20 31 | 7 | - | | 1 | 3 | 6 | 1 | | _ | 2 | 20 |
| 横須賀市 金沢市 | 26 | 12 | - | 5 | | 31 1 | 2 | | | 4 | - 2 | 32 |
| 合計 | 6,842 | 718 | 5 | 271 | 47 | 1,312 | 901 | 700 | 457 | 2,018 | 413 | 6,830 |
| 割合 | 100.0% | 10.5% | 0.1% | 4.0% | 0.7% | 19.2% | 13.2% | 10.2% | 6.7% | 29.5% | 6.0% | 100.0% |

(参考 平成20年度) 合計 6,830 519 12 258 52 1,411 905 724 405 2,130 0.2% 割合 100.0% 7.6% 3.8% 0.8% 20.7% 13.3% 10.6% 5.9% 31.2% 6.1%

● 都道府県(指定都市含む)別、職員の正規・非正規、専任・兼任数

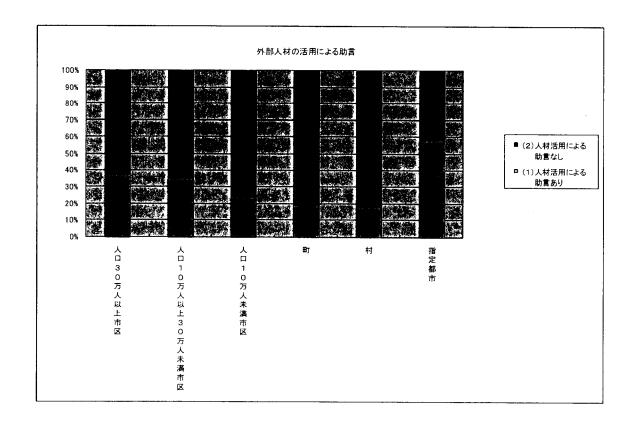
主たる相談窓口に従事する職員は、正規職員が4,636名(67.8%)、また専任職員は2,893名(42.3%)配置されている。

| (fores) | 11. | 1. 241 (186) | fil. | (. As built is | 1 . 1 : 1 | l sate | | |
|---------------------|-----------|-----------------|----------------|-------------------|--------------|----------|----------------|-----------------|
| 比海道 | 626 | 78 | 88.9% | 11,1% | 100 | 604 | 14.2% | 85.8% |
| 森県 | 98 | 10 | 90.7% | 9.3% | 18 | 90 | 16.7% | 83.3% |
| 5手県 | 56 | 23 | 70.9% | 29.1% | 19 | 60 | 24.1% | 75.9% |
| 1. 城県 | 92 | 28 | 76.7% | 23.3% | 37 | 83 | 30.8% | 69.2% |
| 火田県 | 56 | 33 | 62.9% | 37.1% | 39 | 50 70 | 43.8% 24.7% | 56.2% 75.3% |
| 山形県 | 75 157 | 18 | 80.6% 83.1% | 19.4% i 16.9% | 23 | 141 | 25.4% | 74.6% |
| 舊島 県 茨城県 | 77 | 60 | 56.2% | 43.8% | 64 | 73 | 46.7% | 53.3% |
| 5木県 | 76 | 40 | 65.5% | 34.5% | 45 | 71 | 38.8% | 61.2% |
| 以小水 群馬県 | 83 | 24 | 77.6% | 22.4% | 33 | 74 | 30.8% | 69.2% |
| 奇玉県 | 183 | 78 | 70.1% | 29.9% | 114 | 147 | 43.7% | 56.3% |
| 千葉県 | 127 | 97 | 56.7% | 43.3% | 131 | 93 | 58.5% | 41.5% |
| 東京都 | 303 | 232 | 56.6% | 43.4% | 464 | 71 | 86.7% | 13.3% 40.4% |
| 神奈川県 | 83 | 68 | 55.0% 61.8% | 45.0% 38.2% | 90 | 60 | 59.6% 41.2% | 58.8% |
| 新潟県 富山県 | 63 39 | 39 13 | 75.0% | 25.0% | 24 | 28 | 46.2% | 53.8% |
| 石川県 | 39 | 10 | 79.6% | 20.4% | 24 | 25 | 49.0% | 51.0% |
| 福井県 | 25 | 17 | 59.5% | 40.5% | 20 | 22 | 47.6% | 52.4% |
| 山梨県 | 61 | 24 | 71.8% | 28.2% | 32 | 53 | 37.6% | 62.4% |
| 長野県 | 145 | 67_ | 68.4% | 31.6% | 82 | 130 | 38.7% | 61.3% |
| 岐阜県 | 80 | 38 | 67.8% | 32.2% | 34 58 | 84 55 | 28.8% 51.3% | 71.2% 48.7% |
| 静岡県 | 120 | 52 78 | 54.0% 60.6% | 46.0% 39.4% | 103 | 95 | 52.0% | 48.0% |
| 爱知県 三重県 | 83 | 43 | 65.9% | 34.1% | 68 | 58 | 54.0% | 46.0% |
| <u>一量</u> 來 滋賀県 | 52 | 34 | 60.5% | 39.5% | 51 | 35 | 59.3% | 40.7% |
| 京都府 | 28 | 30 | 48.3% | 51.7% | 30 | 1 | 51.7% | 48.3% |
| 大阪府 | 115 | 71 | 61.8% | 38.2% | 121 | 65 | 65.1% | 34.9% |
| 兵庫県 | 75 | 79 | 48.7% | 51.3% | 75 | | 48.7% 27.0% | 51.3% 73.0% |
| 奈良県 | 68 | 21 14 | 76.4% | 23.6% 17.5% | 17 | | 21.3% | 78.8% |
| 和 <u>歌山県</u> 鳥取県 | 66 49 | 12 | 82.5% 80.3% | 19.7% | 14 | | 23.0% | 77.0% |
| 島根県 | 52 | 11 | 82.5% | 17.5% | 12 | | 19.0% | 81.0% |
| 岡山県 | 58 | 35 | 62.4% | 37.6% | 42 | 51 | 45.2% | 54.8% |
| 広島県 | 44 | 30 | 59.5% | 40.5% | 21 | | 28.4% | 71.6% |
| 山口県 | 37 | 23 | 61.7% | 38.3% | 22 | | 36.7% | 63.3% |
| 徳島県 | 43 | 18 | 70.5% | 29.5% 26.2% | 23 | | 37.7% 16.7% | 62.3% 83.3% |
| 香川県 愛媛県 | 31 53 | 11 | 73.8% 73.6% | 26.4% | 36 | | 50.0% | 50.0% |
| 高知県 | 54 | 32 | 62.8% | 37.2% | 32 | | 37.2% | 62.8% |
| 福岡県 | 130 | 55 | 70.3% | 29.7% | 53 | 132 | 28.6% | 71.4% |
| 佐賀県 | 25 | 18 | 58.1% | 41.9% | 18 | | 41.9% | 58.1% |
| 長崎県 | 44 | 27 | 62.0% | 38.0% | 35 | | 49.3% | 50.7% |
| 熊本県 | 91 | 27 | 77.1% | 22.9% | 32 | | 27.1% 61.3% | 72.9% 38.7% |
| 大分県 | 64 | 18 | 56.0% 78.0% | 22.0% | 22 | | 26.8% | 73.2% |
| 宮崎県 鹿児島県 | 93 | 33 | 73.8% | 26.2% | 37 | | 29.4% | 70.6% |
| 沖縄県 | 48 | 38 | 55.8% | 44.2% | 36 | 50 | 41.9% | 58.1% |
| 札幌市 | | 10 | | 100.0% | 10 | | 100.0% | |
| 仙台市 | _ | 16 | | 100.0% | 16 | | 100.0% | - |
| さいたま市 | 16 | 10 | 61.5% | 38.5% | 9 | ~ | 34.6% | 65.4% |
| 千葉市 | 6 | 6 | 50.0% | 50.0% | 6 | | 50.0% | 50.0% 100.0% |
| 横浜市 川崎市 | 36 | 54 | 40.0% 12.5% | 60.0% 87.5% | 7 | | 87.5% | 12.5% |
| 川 <u>町巾</u> 新潟市 | 21 | 4 | 84.0% | 16.0% | <u> </u> | | | 100.0% |
| 静岡市 | 6 | | 50.0% | 50.0% | | | 66.7% | 33.3% |
| 浜松市 | 12 | | 85.7% | 14.3% | | | | |
| 名古屋市 | 17 | | 65.4% | 34.6% | 26 | | + | |
| 京都市 | 56 | | 57.1% | 42.9% | | | 100.0% | |
| 大阪市 | 74 | | 60.7% | 39.3% 71.4% | | | 100.0% | |
| 堺市 神戸市 | 6 146 | | 28.6% 91.8% | 8.2% | | | | 100.08 |
| <u> </u> | 16 | | 55.2% | | | | | |
| 北九州市 | 7 | | | | | | _ | 100.05 |
| 福岡市 | | 20 | - | 100.0% | | | | |
| 横須賀市 | 28 | | | | | | | |
| 金沢市 | 18 | | 69.2% | 30.8% | 27 | 4 | 84.6% | 15.49 |
| 合計 | 4,636 | 2,206 | 67.8% | 32.2% | 2,893 | 3,949 | 42.3% | 57.7% |
| (参考) 平成20年度 | 4,728 | 2,102 | 69.2% | 30.8% | 2,694 | 4,136 | 39.4% | 60.6% |

3. 外部人材の活用による助言について

弁護士や医師等の外部人材の活用については、助言ありとする市区町村が416か所(23.1%)となっている。

| | | | | (上段: | 該当区分での | 割合下 | 设:市区町村数) | |
|----------------------------|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------|--------|----------|-----------------|
| | | · | 規模 | 区分 | | | | |
| | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未満市区 | 人口10万人 未満市区 | 町 | 村 | 指定都市 | 合 計 | 参 考 (平成20年度) |
| (1)人材活用による 助言あり | 36.9% | 35.1% | 24.0% | 18.9% | 17.8% | 57.9% | 23.1% | 21.9% |
| | 24 | 72 | 124 | 151 | 34 | 11 | 416 | 397 |
| (2)人材活用による 助言なし | 63.1% | 64.9% | 76.0% | 81.1% | 82.2% | 42.1% | 76.9% | 78.1% |
| 別音なし | 41 | 133 | 393 | 650 | 157 | 8 | 1,382 | 1,414 |
| 合 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,811 |

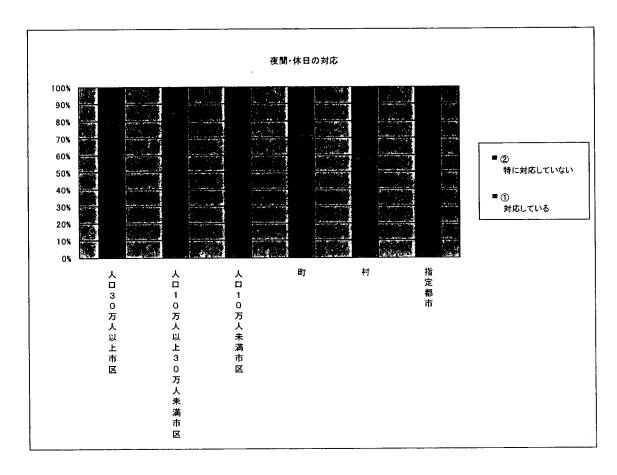


4. 夜間・休日の対応について

(1) 夜間・休日の対応状況について

夜間・休日の対応については、対応している市区町村が1,320か所(73.4%)となっている。

| | | | | (上段:該主 | 当区分での割っ | 合 下段: 市 | <u> </u> | |
|------------|----------------|--------------------------|----------------|--------|---------|---------|----------|-----------------|
| | | | 規模 | 区分 | | | | |
| | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未満市区 | 人口10万人 未满市区 | BŢ | 村 | 指定都市 | 合 計 | 参 考 (平成20年度) |
| ① 対応している | 78.5% | 85.4% | 77.0% | 71.8% | 58.6% | 47.4% | 73.4% | 72.0% |
| X1/00 CU-0 | 51 | 175 | 398 | 575 | 112 | 9 | 1,320 | 1,304 |
| 2 | 21.5% | 14.6% | 23.0% | 28.2% | 41.4% | 52.6% | 26.6% | 28.0% |
| 特に対応していない | 14 | 30 | 119 | 226 | 79 | 10 | 478 | 507 |
| 合 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 1 11 | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,811 |



(2) 夜間・休日の対応方法について

夜間・休日対応を行っている市区町村について、その内容を見ると、「③相談担当の職員以外の職員(守衛等)が相談担当の職員に連絡した後、相談担当の職員が対応」が1,057か所(58.8%)となっている。

| | | | 規模 | 区分 | | | | |
|--|----------------|--------------------------|----------------|-------------|--------|--------|--------|-----------|
| | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | 8 37 | 村 | 指定都市 | 合 計 | 参考(平成20年度 |
| ① 相談担当の職員が宿日直 | | 0.5% | 0.8% | 0.6% | 0.5% | 5.3% | 0.7% | 0.9 |
| により対応 | | 1 | 4 | 5 | 1 | 1 | 12 | 1 |
| ② 夜間・休日対応用の携帯電話を 所持するなどして、相談担当の | 4.6% | 6.3% | 6.8% | 4.0% | 2.6% | _ | 4.9% | 4.7 |
| 職員が対応 | 3 | 13 | 35 | 32 | 5 | 0 | 88 | |
| ③ 相談担当の職員以外の職員(守 衛等)が相談担当の職員に連絡 した後、相談担当の職員が対応 | 49.2% | 56.1% | 60.7% | 61.9% | 50.3% | 21.1% | 58.8% | 58.1 |
| | 32 | 115 | 314 | 496 | 96 | 4 | 1,057 | 1,05 |
| ④ 民間の相談機関に対応を委託 | 4.6% | 2.4% | 1.0% | 0.5% | 0.5% | | 1.0% | 1.2 |
| | 3 | 5 | 5 | 4 | 1 | 0 | 18 | 2 |
| ⑤ 児童相談所へ転送 | | 5.9% | 2.3% | 1.4% | | | 1.9% | 1.4 |
| | 0 | 12 | 12 | 11 | 0 | 0 | 35 | 2 |
| ⑥ その他 | 20.0% | 14.1% | 5.4% | 3.4% | 4.7% | 21.1% | 6.1% | 5.7 |
| 9 (15 | 13 | 29 | 28 | 27 | 9 | 4 | 110 | 10 |
| ⑦ 特に対応していない | 21.5% | 14.6% | 23.0% | 28.2% | 41.4% | 52.6% | 26.6% | 28.0 |
| | 14 | 30 | 119 | 226 | 79 | 10 | 478 | 50 |
| 合 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100. |
| | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,8 |

5. 都道府県(児童相談所等)からの後方支援について

都道府県(児童相談所等)からの後方支援について、「①児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」は1,329か所(73.9%)、「②児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」は1,556か所(86.5%)、「③ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会に児童相談所職員等が参加」は1,605か所(89.3%)が「支援を受けている」と回答している。

| | | | | 規模 | 区分 | | | | |
|---|------------------|----------------|--------------------------|----------------|-------------|------------|-------------|--------------|-----------------|
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | 町 | 村 | 指定都市 | 슴 計 | 参 考 (平成20年度) |
| | 支援を受けている | 75.4% | 76.6% | 81.6% | 70.5% | 62.8% | 84.2% | 73,9% | 70,3% |
| ① 児童相談所等の職員 | あまり支援を | 49 | 157 | 422 | 565 | 120 | 16 | 1,329 | 1,274 |
| による市区町村職員 研修の実施 | 受けていない | 15.4% 10 | 11.7% 24 | 9.5% 49 | 12.4% 99 | 14.1% | 10.5% | 11.7% 211 | 16.5% 298 |
| 41 19-05 X 11/2 | 合 計 | 90.8% | 88.3% | 91.1% | 82.9% | 77.0% | 94.7% | 85.7% | 86.8% |
| | | 59 | 181 | 471 | 664 | .147 | 18 | 1,540 | 1,572 |
| | 支援を受けて いる | 84.6% 55 | 88.8% | 93.6% | 86.1% | 66.0% | 100.0% | 86.5% | 84.0% |
| ② 児童相談所等の職員 による個々の事例に | あまり支援を | | 182 | 484 | 690 | 126 | 19 | 1,556 | 1,522 |
| 対する支援に必要な | 受けていない | 13.8% | 10.2% 21 | 6.0% 31 | 8.6% 69 | 10.5% | | 8,3% 150 | 11.0% |
| 情報の提供や助言 | | 98.5% | 99.0% | 99.6% | 94.8% | 76,4% | 100.0% | 94.9% | 95.1% |
| | 合計 | 64 | 203 | 515 | 759 | 146 | 19 | 1,706 | 1,722 |
| | 支援を受けて | 98.5% | 97.1% | 96.9% | 87.0% | 66.5% | 89.5% | 89.3% | 86.7% |
| ③ ケース検討会議、要 | いる | 64 | 199 | 501 | 697 | 127 | 17 | 1,605 | 1,570 |
| 保護児童対策地域協 議会に児童相談所職 | あまり支援を | 1.5% | 2,4% | 2.3% | 4.5% | 7.3% | 5.3% | 3.8% | 5.4% |
| 概法に児里伯認所順 員等が参加 | 受けていない | 1_ | 5 | 12 | 36 | 14 | 1 | 69 | 97 |
| X 1 1 2 1 1 1 | 合計 | 100.0% | 99.5% | 99,2% | 91.5% | 73.8% | 94.7% | 93.1% | 92.0% |
| | 支援を受けて | 65 4.6% | 204 | 513 | 733 | 141 | 18 | 1,674 | 1,667 |
| ④ 年間を通じて市区町 村に都道府県(又は | いる | 3 | 3.9% 8 | 7.9% 41 | 7.5% 60 | 3.1% | 10.5% | 6.7% | 7.2% |
| | あまり支援を | 4.6% | 2,4% | 4.1% | 6.2% | 9.4% | 10.5% | 5.5% | 6.8% |
| 児童相談所)職員を | 受けていない | 3 | 5 | 21 | 50 | 18 | 2 | 99 | 123 |
| 派遣 | 合計 | 9.2% | 6.3% | 12.0% | 13.7% | 12.6% | 21.1% | 12.2% | 14.0% |
| **** | F 61 | 6 | 13 | 62 | 110 | 24 | 4 | 219 | 254 |
| | 支援を受けて | 3.1% | 6.8% | 13.0% | 6.9% | 7.9% | 15.8% | 8.7% | 7.5% |
| ⑤ 定期的に市区町村に | いる | 2 | 14 | 67 | 55 | 15 | 3 | 156 | 135 |
| 都道府県職員(又は 児童相談所)を派遣 | あまり支援を 受けていない | 7.7% | 6.8% | 7.7% | 8.1% | 9.4% | 10,5% | 8.0% | 10.6% |
| して市区町村を支援 | Zi) Cuau | 5 | 14 | 40 | 65 | 18 | 2 | 144 | 192 |
| | 合 計 | 10.8% 7 | 13.7% 28 | 20.7% 107 | 15,0% | 17.3% | 26.3% | 16.7% | 18,1% |
| | 支援を受けて | 21.5% | 9.3% | 3,9% | 120 3.1% | 1.6% | 10,5% | 300 | 327 |
| | いる | 14 | <u>7.3.4</u> 19 | 20 | 25 | 3 | 10.5% | 4.6% | 5.9% 106 |
| ⑥ 児童相談所への市区 | あまり支援を | 1.5% | 4.4% | 2.9% | 3,7% | 5.2% | 5.3% | 3.7% | 5.0% |
| 町村職員の受け入れ | 受けていない | 1 | 9 | 15 | 30 | 10 | 1 | 66 | 91 |
| | 合計 | 23.1% | 13.7% | 6.8% | 6.9% | 6.8% | 15.8% | 8,3% | 10.9% |
| | | 15 | 28 | 35 | 55 | 13 | 3 | 149 | 197 |
| ⑦ 国の指針とは別に、 | 支援を受けて | 70.8% | 62.0% | 51.3% | 38.0% | 24.6% | 68,4% | 44.6% | 41.0% |
| 都道府県独自の市 | いる | 46 | 127 | 265 | 304 | 47 | 13 | 802 | 742 |
| 区町村向けの児童 | あまり支援を | 7,7% | 9.3% | 8.1% | 10.7% | 14.7% | 5.3% | 10.1% | 11.7% |
| 家庭相談マニュアル | 受けていない | 5 | 19 | 42 | 86 | 28 | 1 | 181 | 212 |
| 等を作成 | 合計 | 78.5% | 71.2% | 59.4% | 48.7% | 39,3% | 73.7% | 54.7% | 52.7% |
| ······ | 支援を受けて | 51 12.3% | 146 13.7% | 307 8.9% | 390 | 75 | 10.5% | 983 | 954 |
| | いる | 12.37 | 28 | 8.9% 46 | 7.0% 56 | 7.3% 14 | 10.5% | 8.6% 154 | 6.6% |
| @ 7 0 14 | あまり支援を | 10.8% | 10.2% | 9.3% | 6.6% | 9.4% | 5.3% | 8.2% | 6.2% |
| ⑧その他 | 受けていない | 7 | 21 | 48 | 53 | 18 | <u>y.y.</u> | 148 | 113 |
| | 合計 | 23.1% | 23.9% | 18.2% | 13.6% | 16.8% | 15.8% | 16.8% | 12.8% |
| | □ AT | 15 | 49 | 94 | 109 | 32 | 3 | 302 | 232 |
| 市区町村数 | | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,811 |

6. 虐待事例に関する役割分担について

虐待事例に関し、市区町村と児童相談所の役割分担の取り決めがなされているかどうかについては、「取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている」が 1 , 280 か所 (71.2%) となっている。また、市区町村と児童相談所が重なる虐待事例を取り扱う際、どちらが事例の主担当であるか明らかにしているかについては、905 か所 (50.3%) の市区町村は個々の事例によって主担当を決めている。

| | | | | | (上段:該当 | 区分での割り | 今 下段: | 市区町村数) | |
|------------------------|--------------------------------|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| | | | | 規模 | 区分 | | | | |
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | ₽Ţ | FF FF | 指定都市 | 合計 | 参考(平成20年度 |
| | 文書での取り決め | 13.8% | 14.1% | 9.5% | 6.5% | 3.7% | 31.6% | 8.5% | 5.99 |
| | | 9 | 29 | 49 | 52 | 7 | 6 | 152 | 100 |
| ① 市町村と児童相談所 | 文書はないが一応決められ ている | 36.9% | 30.2% | 21.9% | 16.7% | 13.1% | 42.1% | 20.4% | 22.09 |
| の役割分担について | (1/0 | 24 | 62 | 113 | 134 | 25 | 8 | 366 | 398 |
| の取り決め | 取り決めはなく、個々の事例ごとに異なる対応になっている 合計 | 49.2% | 55.6% | 68.7% | 76.8% | 83.2% | 26.3% | 71.2% | 72.29 |
| | | 32 | 114 | 355 | 615 | 159 | 5 . | 1,280 | 1,307 |
| | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.03 |
| | | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,811 |
| | 明らかにしている | 9.2% | 15.1% | 9.7% | 6.4% | 4.7% | 21.1% | 8.4% | 5.39 |
| | (文章等でルールを明記) | 6 | 31 | 50 | 51 | 9 | 4 | 151 | 96 |
| ி ±ா++ டா +++++ | 明らかにしている (ルールを明記したものは無い) | 44.6% | 40.0% | 30.2% | 20.0% | 11.5% | 47.4% | 25.5% | 26.37 |
| 市町村と児童相談所 が重なる事例を取り | (パンー)がを明記したものは無い | 29 | 82 | 156 | 160 | 22 | 9 | 458 | 477 |
| 扱う際、どちらが主 | 明らかにしていない | 7.7% | 5.4% | 11.2% | 20.1% | 25.7% | _ | 15.8% | 17.3% |
| 担当か明らかにしているか | | 5 | 11 | 58 | 161 | 49 | | 284 | 313 |
| ימפיי | 個々の事例による | 38.5% | 39.5% | 48.9% | 53.6% | 58.1% | 31.6% | 50.3% | 51.1% |
| | | 25 | 81 | 253 | 429 | 111 | . 6 | 905 | 925 |
| | 合 計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,811 |
| 市区町村数 | · | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1,798 | 1,811 |

【参考】市町村児童家庭相談件数(平成 20 年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)より抜粋)

平成 20 年度に全国の市町村が受け付けた児童家庭に関する相談受付件数は約 27 万件(対前年度比 1,483 件減)、うち児童虐待に関する相談受付件数は 51,620 件(対前年度比 1,500 件増)。また、相談を受け付けた後、具体的な援助内容(助言指導・児童相談所等への送致等)を決定した相談対応件数は約 28 万件(対前年度比 2,287 件減)、うち児童虐待に関する相談対応件数は53,020 件(対前年度比 1,402 件増)となっている。

| | | 受付件数 | | | 対応件数 | |
|--------------------|------------------------|---------------|----------------|-----------------|----------------------|------------------|
| | 総数① | 児童虐待相談 ② | その他の相談 ①-② | 彩数③ | 児童虐待相談 ④ | その他の相談 ③-④ |
| 北海道 | 8,845 | 1,425 | 7,420 | 9,078 1,798 | 1,463 82 | 7,615 1,716 |
| 青森県 | 1,799 1,504 | 82 488 | 1,717 1,016 | 1,560 | 483 | 1,077 |
| 岩 手 県 宮 城 県 | 2,618 | 759 | 1,859 | 2,655 | 767 | 1,888 |
| 秋田県 | 1,521 | 212 | 1,309 | 1,515 | 208 | 1,307 |
| 山形県 | 1,993 | 221 | 1,772 | 1,966 | 211 | 1,755 |
| 福島県 | 2,692 | 420 | 2,272 | 2,691 | 417 | 2,274 |
| 茨 城 県 | 4,204 | 820 | 3,384 | 4,352 | 857 452 | 3,495 1,387 |
| 栃木県 | 1,832 | 445 | 1,387 | 1,839 2,709 | 528 | 2,181 |
| | 2,716 | 539 1,883 | 2,177 7.532 | 9,427 | 1,890 | 7,537 |
| 埼玉県 | 9,41 <u>5</u> 6,600 | | 4,624 | 7,056 | 2,160 | 4,896 |
| <u> </u> | 29,424 | 4,705 | 24,719 | 28,366 | 4,838 | 23,528 |
| 神奈川県 | 5,783 | 1,569 | 4,214 | 6,270 | 1,827 | 4,443 |
| 新潟県 | 4,694 | | 4,037 | 4,731 | 680 | 4,051 |
| 富山県 | 2,364 | | 2,016 | 2,406 | 387 | 2,019 |
| 石川 県 | 1,248 | | 1,008 | 1,239 | 238 | 1,001 |
| 福井県 | 1,264 | | 1,081 | 1,328 1,790 | 190 363 | 1,138 1,427 |
| 山梨県 | 1,620 | | 1,322 4,597 | 5,487 | 724 | 4,763 |
| <u>長野県</u> | 5,318 | | 4,062 | 4,900 | 618 | 4,282 |
| <u>岐阜県</u> 静岡県 | 4,661 3,924 | | 2,910 | 4,017 | 1,024 | 2,993 |
| 静岡県 愛知県 | 5,874 | | 4,216 | 6,050 | | 4,351 |
| 三重県 | 4,928 | | 4,079 | 4,944 | 855 | 4,089 |
| 滋賀県 | 5,107 | | 2,800 | 5,108 | | 2,801 |
| 京都府 | 2,015 | | 1,287 | 2,015 | 7 <u>28</u> 5.950 | 1,287 |
| 大阪府 | 16,813 | | 10,906 | 16,947 | | 10,997 20,878 |
| 兵庫県 | 23,489 | | | 23,490 6,425 | | 5,699 |
| 奈良県 | 6,425 | | | 1,799 | | |
| <u>和歌山県</u> | 1,780 | | | 884 | | 742 |
| 島取県 | 1,253 | | 1,002 | 1,253 | 251 | 1,002 |
| 岡山県 | 2.052 | | 972 | 2,052 | | |
| 広島県 | 2,905 | 756 | | 2,906 | | 2,160 |
| 山口県 | 1,709 | | | | | |
| 徳島県 | 1,245 | | | 1,297 1,495 | | 1,065 1,018 |
| 香川県 | 1,455 | | | | | |
| 愛媛県 | 1,420 | | | | | |
| 高知県 | 9,363 | | | | | |
| 佐賀県 | 1,167 | | | | 214 | |
| 長崎県 | 2,299 | | 1,906 | | | |
| 熊本県 | 3,318 | | | | | |
| 大分県 | 2,433 | | | | | |
| 宫 崎 県 | 1,706 | | | | | |
| 庭児島県 | 2,522 | | | | | |
| 沖縄県 | 2,12 | 21 330 | 1,500 | 2,700 | | |
| | 748 | 3 50 | 695 | 748 | 3 50 | 695 |
| <u>札幌市</u> 仙台市 | 92 | <u> </u> | | 922 | | |
| さいたま市 | 520 | 6 24 | | | | |
| 于 葉 市 | 1,330 | 542 | | | | |
| 横浜市 | 22,15 | | | | | |
| 川崎市 | 4,98 | | | | | |
| 新潟市 | 28 | 0.5 | | | | |
| 静岡市 | 1,34 | | | | | |
| <u>浜松市</u> 名古屋市 | 1,12 | | * | | 1 48 | 1,380 |
| 京都市 | 1,80 | | | 2,00 | 4 91 | |
| 大阪市 | 4,68 | | 3,490 | 4,80 | | |
| 堺市 | 2,91 | | 1,81 | | | |
| 神戸市 | 8,81 | 7 64 | | | | |
| 広島市 | 83 | | | | | |
| 北九州市 | 2,19 | | | | | |
| 福岡市 | 1,81 | 0 40 | 1,40 | 1,96 | J2 | ,,,,,,,,, |
| 中核市(別掲) | 63 | 1 4 | 5 580 | 2,24 | 2 12 | 7 2,115 |
| 横須賀市金沢市 | - | - | <u> </u> | | _ | - |
| | 270.36 | 4 51.62 | 0 218.74 | 277.60 | | |
| 平成19年度 | 271,84 | | | 7 279,89 | | |
| 対前年度 | ▲ 1,48 | | | 3 ▲ 2,28 | 7] 1,40 | 2 🔺 3,689 |

Ⅱ 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク) の設置状況について

1. 設置状況について

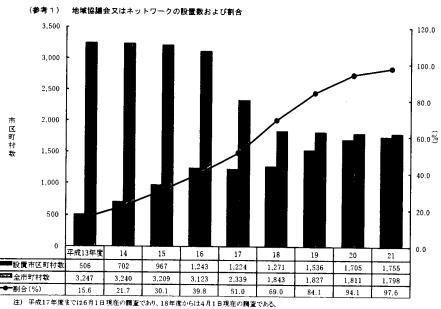
(1) 要保護児童対策地域協議会及び児童虐待防止ネットワーク設置状況

児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という)を設置済みの市区町村は、全国1,798市区町村のうち1,663か所(92.5%)、児童虐待防止ネットワーク(以下「ネットワーク」という)を設置済みの市区町村は、92か所(5.1%)となっている。

地域協議会又はネットワークを設置済みである市区町村の数及び割合は、1,755か所(97.6%)となっている。

| (平成 | 2 | 1 | 匥 | 4 | 8 | 1 | н | 琩 | 本 \ | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|------------|--|
| | | | | | | | | | | |

| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | \ \ \ \ \ Z | _ | | |
|---------------------------------------|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|-------------|--------|--------|-----------------|
| | | | | 規模 | 区分 | | | | |
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | 町 | 村 | 指定都市 | 合 計 | 参 考 (平20年4月) |
| 市区町村数 | | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1, 798 | 1, 811 |
| 地域協議会 | 数 | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| ~ ~ UM 092 ZX | % | 98.5% | 97. 6% | 96. 5% | 90.0% | 84. 3% | 94. 7% | 92. 5% | 84. 6% |
| ネットワーク | 数 | 1 | 5 | 16 | 59 | 10 | 1 | 92 | 173 |
| 4-71-9 | % | 1.5% | 2. 4% | 3.1% | 7.4% | 5. 2% | 5. 3% | 5. 1% | 9. 6% |
| 合 計 | 数 | 65 | 205 | 515 | 780 | 171 | 19 | 1, 755 | 1, 705 |
| = 8 T | % | 100.0% | 100.0% | 99.6% | 97. 4% | 89. 5% | 100.0% | 97. 6% | 94. 1% |



主) 平成17年度までは6月1日現在の調査であり、18年度からは4月1日現在の調査である。 平成16年度まではネットワークの設置数及び割合であり、平成17年度からは地域協議会又はネットワークの設置数及び割合である。

(2) 地域協議会及びネットワークの設置見込み

平成21年度末の地域協議会又はネットワークの設置数及び割合は、1,782 か所(99.1%)、平成22年度末には1,790か所(99.6%)となる見込 みである。

表 1-2 地域協議会及びネットワークの設置見込み

(平成21年4月1日現在)

| 表] · | ー2 地域協議会及ひへ | `ノ ' | 7 7 07 | 义但无处心 | | | 11727 - | 1777 | | | | |
|-------------|--------------------------------|------|---|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--|--|--|
| | | | | | 規模 | 区分 | т- | | | | | |
| | | | 人口30万人 以上市区 人口10万人 以上市区 未满市区 町 村 指定都市 | | | | | | | | | |
| | 市区町村数 | | . 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1, 798 | | | |
| 平成時2 | 地域協議会 | 数 | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | | | |
| 点门 | ネットワーク | 数 | 1 | 5 | 16 | 59 | 10 | 1 | 92 | | | |
| 設4 | | 数 | 65 | 205 | 515 | 780 | 171 | 19 | 1, 755 | | | |
| 数1 | 小計 | % | 100.0% | 100.0% | 99.6% | 97.4% | 89.5% | 100.0% | 97. 6% | | | |
| 平成 | 地域協議会 | 数 | 65 | 202 | 510 | 755 | 175 | 19 | 1, 726 | | | |
| 2 1 年 | ネットワーク | 数 | _ | 3 | 7 | 41 | 5 | _ | 56 | | | |
| 度 末 | | 数 | 65 | 205 | 517 | 796 | 180 | 19 | 1, 782 | | | |
| 見込み | 小計 | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 99.4% | 94. 2% | 100.0% | 99. 1% | | | |
| 平成 | 地域協議会 | 数 | 65 | 204 | 514 | 774 | 180 | 19 | 1, 756 | | | |
| 2 2 年 | ネットワーク | 数 | - | 1 | 3 | 25 | 5 | - | 34 | | | |
| 度末 | | 数 | 65 | 205 | 517 | 799 | 185 | 19 | 1, 790 | | | |
| 見込み | 小 計 | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 99.8% | 96. 9% | 100.0% | 99. 6% | | | |
| | | 数 | _ | _ | - | 2 | 6 | _ | 8 | | | |
| ጥ ' | ットリークが設置されてあらり、 地域協議会も設置しない | % | - | _ | - | 0. 2% | 3. 1% | _ | 0.4% | | | |
| | 会計 " | | 65 | 205 | 517 | 801 | 191 | 19 | 1, 798 | | | |
| | | | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | | |

(3) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

地域協議会又はネットワークを設置済みの市区町村の割合を都道府県ごとにみると、最低で79.5%、最高で100.0%となっている。

全体では、 $60\sim79\%$ が1県(2.1%)、 $80\sim99\%$ が13都道県(27.7%)、100%が33府県(70.2%)となっている。

(参考2) 都道府県ごとの地域協議会又はネットワークの設置状況

| (| 亚成 | 2 | 1 | 玍 | 4 | В | 1 | н | 現在 |) |
|----|---------|---|---|---|---|---|---|---|------|---|
| ١. | , T 196 | _ | | - | - | _ | | н | シェコエ | , |

| (参考2) | | 温が祭こと | | トワーク | · | 全体 |
|-------|-----|---------|-----|----------|-----|---------|
| | 数 | % | 数 | % | 数 | % |
| 北海道 | 167 | 92, 8% | 10 | 5.6% | 177 | 98. 3% |
| 青森県 | 40 | 100, 0% | - | - | 40 | 100.0% |
| 岩手県 | 35 | 100,0% | _ | - | 35 | 100.0% |
| 宮城県 | 28 | 77.8% | 8 | 22. 2% | 36 | 100.0% |
| 秋田県 | 25 | 100.0% | - | - | 25 | 100.0% |
| 山形県 | 35 | 100.0% | - | - | 35 | 100.0% |
| 福島県 | 37 | 62.7% | 16 | 27. 1% | 53 | 89.8% |
| 茨城県 | 42 | 95, 5% | 1 | 2.3% | 43 | 97. 7% |
| 栃木県 | 30 | 100.0% | - | - | 30 | 100.0% |
| 群馬県 | 36 | 100.0% | - | - | 36 | 100, 0% |
| 埼玉県 | 70 | 100.0% | - | - | 70 | 100.0% |
| 千葉県 | 45 | 80.4% | 10 | 17.9% | 55 | 98.2% |
| 東京都 | 58 | 93.5% | - | - | 58 | 93, 5% |
| 神奈川県 | 33 | 100.0% | - | - | 33 | 100,0% |
| 新潟県 | 30 | 96.8% | - | - | 30 | 96.8% |
| 富山県 | 13 | 86.7% | - | - | 13 | 86. 7% |
| 石川県 | 19 | 100.0% | - | _ | 19 | 100.0% |
| 福井県 | 17 | 100.0% | - [| | 17 | 100.0% |
| 山梨県 | 28 | 100.0% | - | | 28 | 100.0% |
| 長野県 | 75 | 93.8% | 1 | 1.3% | 76 | 95.0% |
| 岐阜県 | 42 | 100.0% | - 1 | - | 42 | 100.0% |
| 静岡県 | 27 | 73.0% | 8 | 21.6% | 35 | 94.6% |
| 愛知県 | 61 | 100.0% | | - | 61 | 100.0% |
| 三重県 | 29 | 100.0% | | - | 29 | 100.0% |
| 滋賀県 | 18 | 69.2% | 8 | 30.8% | 26 | 100.0% |
| 京都府 | 26 | 100.0% | | - | 26 | 100.0% |
| 大阪府 | 42 | 97.7% | 1 | 2.3% | 43 | 100.0% |
| 兵庫県 | 41 | 100.0% | I | - | 41 | 100.0% |
| 奈良県 | 27 | 69.2% | 4 | 10.3% | 31 | 79.5% |
| 和歌山県 | 27 | 90.0% | 3 | 10.0% | 30 | 100.0% |
| 鳥取県 | 19 | 100.0% | - | - | 19 | 100.0% |
| 島根県 | 21 | 100,0% | | - | 21 | 100.0% |
| 岡山県 | 27 | 100.0% | | | 27 | 100, 0% |
| 広島県 | 23 | 100.0% | I | | 23 | 100.0% |
| 山口県 | 20 | 100.0% | | - | 20 | 100.0% |

| 11/1// | 1 | | | T 100. Z 1 - | + + 77 | 11-5% 11 / | |
|--------|--------|--------|----|--------------|--------|------------|--|
| | 地域 | 協議会 | ネッ | トワーク・ | 全体 | | |
| | 数 | % | 数 | % | 数 | % | |
| 徳島県 | 23 | 95.8% | 1 | 4. 2% | 24 | 100.0% | |
| 香川県 | 13 | 76.5% | 3 | 17.6% | 16 | 94.1% | |
| 愛媛県 | 19 | 95.0% | 1 | 5.0% | 20 | 100.0% | |
| 高知県 | 34 | 100.0% | - | _ | 34 | 100.0% | |
| 福岡県 | 56 | 84.8% | 7 | 10.6% | 63 | 95, 5% | |
| 佐賀県 | 20 | 100.0% | - | | 20 | 100.0% | |
| 長崎県 | 23 | 100.0% | - | - | 23 | 100.0% | |
| 熊本県 | 47 | 100.0% | - | - | 47 | 100, 0% | |
| 大分県 | 17 | 94.4% | 1 | 5.6% | 18 | 100.0% | |
| 宮崎県 | 28 | 100.0% | - | _ | 28 | 100.0% | |
| 鹿児島県 | 38 | 84.4% | 4 | 8, 9% | 42 | 93.3% | |
| 沖縄県 | 32 | 78.0% | 5 | 12.2% | 37 | 90. 2% | |
| 全国 | 1, 663 | 92.5% | 92 | 5.1% | 1, 755 | 97.6% | |

| 設置済み 市町村の割合 | 都道府県数(構成比) |
|----------------|------------|
| 100% | 33 (70.2%) |
| 80%~99% | 13 (27.7%) |
| 60%~79% | 1 (2.1%) |
| 合 計 | 47 |

2. 設置形態・構造・構成メンバーについて

(1) 地域協議会の構造

地域協議会の構造は、「3層構造」が1,073か所(64.5%)、「2層構造」 が488か所(29.3%)となっている。

表2 協議会の構造

(平成21年4月1日現在)

| 表2 協議会の構造 | | | | | | (T 144, 2 | 1年4月1 | 11 56 111 / | |
|-------------------------|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|------------|--------|-------------|----------------|
| | | | | 規模 | 区分 | | | | |
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未漢市区 | □ | 村 | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平20年4月 |
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1,663 | 1,53 |
| 3層構造 (代表者会議、 | 数 | 53 | 172 | 375 | 393 | 64 | .16 | 1,073 | 992 |
| 実務者会議、 個別ケース検討会議) | % | 82.8% | 86.0% | 75.2% | 54.5% | 39.8% | 88.9% | 64.5% | 64.8 |
| 2層構造 (代表者会議と実務者会議、 | 数 | 3 | 14 | 97 | 289 | 85 | - | 488 | 48 |
| 又は 代表者会議と個別ケース検討会議) | % | 4.7% | 7.0% | 19,4% | 40.1% | 52.8% | - | 29.3% | 31.8 |
| その他 | 数 | 8 | 14 | 27 | 39 | 12 | 2 | 102 | 5 |
| - C 07iB | % | 12.5% | 7.0% | 5.4% | 5.4% | 7.5% | 11.1% | 6.1% | 3.5 |
| 숨 計 | 数 | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1,663 | 1,53 |
| . 📮 👪 | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0 |

(2) 実務者会議の形態

実務者会議の形態は、「全ての相談種別を実務者会議として協議する」が865か所(52.0%)、次いで「相談内容別に分けて開催する」が489か所(29.4%)、「地域別に分けて協議する」が145か所(8.7%)となっている。

表3 協議会の実務者会議の形態(複数回答)

(平成21年4月1日現在)

| | | | | 規模 | 区分 | | | | ŀ |
|--------------------------|---|----------------|--------------------------|----------------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | BT | 村 | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平20年4月) |
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1,663 | 1,532 |
| 全ての相談種別を | 数 | 27 | 109 | 252 | 377 | 96 | 4 | 865 | 827 |
| 実務者会議として協議する | % | 42.2% | 54.5% | 50.5% | 52.3% | 59.6% | 22.2% | 52.0% | 54.0% |
| よい トチロリー ノン・ユーディカ 5歳・ナーフ | 数 | 17 | 19 | 40 | 50 | 7 | 12 | 145 | 121 |
| 地域別に分けて協議する | % | 26.6% | 9.5% | 8.0% | 6.9% | 4.3% | 66.7% | 8.7% | 7.9% |
| | 数 | 7 | 36 | 123 | 264 | 56 | 3 | 489 | 385 |
| 相談内容別に分けて開催する | % | 10.9% | 18.0% | 24.6% | 36.6% | 34.8% | 16.7% | 29.4% | 25.1% |
| 7. O. Wh | 数 | 18 | 43 | 96 | 70 | 19 | 2 | 248 | 269 |
| その他 | % | 28.1% | 21,5% | 19.2% | 9.7% | 11.8% | 11.1% | 14.9% | 17.6% |

(3) 構成する関係機関等

地域協議会への参加割合をみると、行政機関では、教育委員会、児童相談所、警察署、都道府県設置の保健所の参加率が、関係機関では、保育所、幼稚園、小中学校の参加率が、関係団体では民生児童委員協議会、医師会の参加率が高かった。

表4 関係機関等の状況

(平成21年4月1日現在)

| (平成21年 | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------|--------------------------------------|----------------|--------------------------|----------------|-----|-----|------|----------------|--------------|--|
| | | | | T | 規模 | 区分 | | | | | |
| | | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未満市区 | 人口10万人 未満市区 | B∏ | 村 | 指定都市 | 合 | āt | |
| in test i | i⊅ €# - | 会設置数(平成21年4月1日) | - | 200 | 499 | 721 | 161 | 10 | 数 | 96 | |
| E 45. |) m ## : | 児童福祉主管課 | 57 | 190 | 499 | 396 | 64 | 18 | 1,663 1,135 | 100.0% | |
| | İ | 母子保健主管課 | 54 | 165 | 384 | 333 | 55 | 13 | 1,004 | 60.49 | |
| | | 児童福祉・母子保健統合主管課 | 13 | 29 | 80 | 355 | 107 | 7 | | | |
| | İ | | | | | | | | 591 | 35.59 | |
| | | 福祉事務所(家庭児童相談室) 福祉事務所(家庭児童相談室を除く) | 40 | 123 | 356 | 74 | 19 | 15 | 627 | 37.79 | |
| | 市町 | | 55 | 135 | 243 | 51 | 9 | 13 | 506 | 30.49 | |
| | 村村 | 保健センター | 41 | 129 | 256 | 283 | 46 | 10 | 765 | 46.0 | |
| | | 教育委員会 | 63 | 199 | 485 | 693 | 148 | 18 | 1,606 | 96.69 | |
| 行 | | 市設置の保健所 | 40 | 18 | 13 | 12 | 5 | 12 | 100 | 6.09 | |
| 政機 | | 市設置の児童相談所 | 2 | 2 | 5 | 8 | 5 | 18 | 40 | 2.49 | |
| 関 | | 障害福祉主管課 | 38 | 131 | 237 | 298 | 52 | 6 | 762 | 45.8 | |
| | _ | その他 | 42 | 124 | 190 | 156 | 43 | 12 | 567 | 34.15 | |
| | | 児童相談所 | 63 | 198 | 490 | 682 | 149 | 5 | 1,587 | 95.49 | |
| | 3 | 都道府県設置の保健所 | 13 | 164 | 432 | 509 | 93 | - | 1,211 | 72.89 | |
| | 都 | 福祉事務所 | 3 | 24 | 109 | 436 | 100 | - | 672 | 40.49 | |
| | 道 | 警察署 | 64 | 198 | 492 | 688 | 146 | 18 | 1,606 | 96.69 | |
| | 府県 | 法務局 | 42 | 121 | 253 | 202 | 19 | 15 | 652 | 39.29 | |
| | ** | 家庭載判所 | 8 | 21 | 11 | 6 | 1 | 8 | 55 | 3.3 | |
| | ļ | その他 | 14 | 35 | 73 | 89 | 20 | 2 | 233 | 14.09 | |
| | 病防 | 完・診療所 | 34 | 96 | 198 | 342 | 99 | 9 | 778 | 46.89 | |
| 麼療 | 保育 | 育所(地域子育て支援センターを含む) | 53 | 177 | 451 | 657 | 141 | 14 | 1,493 | 89.89 | |
| 機 | 幼科 | 推阅 | 53 | 174 | 407 | 440 | 45 | 14 | 1,133 | 68.15 | |
| M | 小当 | 学校 | 51 | 178 | 436 | 659 | 153 | 14 | 1,491 | 89.7 | |
| 教 | 中等 | 学校 | 50 | 172 | 419 | 645 | 149 | 13 | 1,448 | 87.1 | |
| 育機 | 特另 | 則支援学校 | 11 | 53 | 107 | 65 | 14 | 3 | 253 | 15.2 | |
| 隣 | 児童 | to | 23 | 50 | 98 | 105 | 21 | 8 | 305 | 18.3 | |
| | 乳児 | 門院 | 11 | 15 | 19 | 4 | 1 | 10 | 60 | 3.6 | |
| 福祉 | 児童 | 置養護施設 | 34 | 77 | 98 | 47 | 2 | 15 | 273 | 16.4 | |
| 施 | 情報 | 諸障害児短期治療施設 | 2 | 1 | 7 | 4 | _ | 3 | 17 | 1.0 | |
| 設等 | 児童 | 直自立支援施設 | 2 | 6 | 5 | 4 | _ | 6 | 23 | 1.45 | |
| | 児童 | | 5 | 24 | 41 | 33 | 6 | 5 | 114 | 6.9 | |
| 福 | 障署 | | 7 | 25 | 36 | 27 | 1 | 6 | 102 | 6.15 | |
| 祉施 | D2 (F | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13 | 24 | 32 | 16 | 1 | 4 | 90 | 5.49 | |
| 設等 | ₹0. | | 15 | 41 | 76 | 75 | 11 | 9 | 227 | 13.7 | |
| | 医的 | | 63 | 190 | 427 | 311 | 29 | 17 | 1,037 | 62.49 | |
| | - | 斗医師会 | 35 | 105 | 140 | 77 | 3 | 12 | 372 | 22.49 | |
| 関 | | 夏協会 | 4 | 7 | 9 | 2 | | | 22 | 1.35 | |
| 係 | | 夏 士会 | 23 | 33 | 35 | 7 | 2 | 14 | 114 | 6.9 | |
| 団体 | - | と 旧会 を 島 切録 会 | 38 | 125 | 253 | 389 | 92 | 9 | 906 | 54.5 | |
| 等 | | 生児童委員協議会 O団体 | 64 | 194 | 467 | 651 | 135 | 18 | 1,529 | 91.9 | |
| | | 0団体 現会 | 20 | 50 | 15 | 30 | 7 | 14 | 181 37 | 10.9 | |
| | | D他 | 44 | 101 | 220 | 190 | 33 | 16 | 604 | 36.3 | |

⁽注) 地域協議会から見た参加割合であり、関係機関の中には、都道府県単位で設置されるものや、全て の都道府県に設置されていないものもある。

3. 要保護児童対策調整機関について

(1) 要保護児童対策調整機関の指定

児童福祉法第25条の2第4項に規定する調整機関は、児童福祉主管課が907か所(54.5%)で最も多く、次いで児童福祉・母子保健統合主管課が436か所(26.2%)、福祉事務所(家庭児童相談室)が129か所(7.8%)となっている。

表 5 要保護児童対策調整機関の指定

| (平成: | 2 1 | 年4. | 月 1 | 日現在) |
|------|-----|-----|-----|------|
|------|-----|-----|-----|------|

| 我 5 女体成儿童对来明定成员 | | - | | | | () /20 - | 1447 | | |
|-------------------------|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|-----------|--------|--------|-----------------|
| | | | | 規模 | 区分 | | | | |
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未満市区 | 人口10万人 未满市区 | 町 | 村 | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平20年4月) |
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| 児童福祉主管課 | 数 | 42 | 147 | 320 | 348 | 44 | 6 | 907 | 886 |
| 九夏周祖工6杯 | % | 65. 6% | 73. 5% | 64.1% | 48. 3% | 27. 3% | 33. 3% | 54. 5% | 57. 8% |
| 母子保健主管課 | 数 | - | - | 5 | 18 | 4 | - | 27 | 23 |
| 一 | % | | _ | 1.0% | 2. 5% | 2. 5% | 1 | 1. 6% | 1. 5% |
| 児童福祉·母子保健統合主管課 | 数 | 8 | 10 | 37 | 289 | 87 | 5 | 436 | 383 |
| 九鱼相位 中于床庭机台工名床 | % | 12.5% | 5.0% | 7.4% | 40. 1% | 54.0% | 27. 8% | 26. 2% | 25. 0% |
| 福祉事務所 | 数 | 10 | 25 | 88 | 3 | 2 | 1 | 129 | 100 |
| (家庭児童相談室) | % | 15. 6% | 12.5% | 17.6% | 0. 4% | 1. 2% | 5.6% | 7. 8% | 6.5% |
| 福祉事務所 | 数 | 1 | 1 | 28 | - | 2 | - | 32 | 24 |
| (家庭児童相談室を除く) | % | 1.6% | 0.5% | 5.6% | _ | 1.2% | _ | 1. 9% | 1.6% |
| 保健センター | 数 | - | 1 | 1 | 10 | 2 | - | 14 | 13 |
| 体性センダー | % | - | 0.5% | 0. 2% | 1.4% | 1.2% | - | 0. 8% | 0.8% |
| **** | 数 | - | 3 | 13 | 24 | 8 | _ | 48 | 34 |
| 教育委員会 | % | _ | 1. 5% | 2.6% | 3.3% | 5.0% | _ | . 2.9% | 2. 2% |
| 市設置の保健所 | 数 | _ | - | _ | - | 1 | - | 1 | 2 |
| 中設置の保健所 | % | - | _ | - | - | 0.6% | - | 0.1% | 0.1% |
| 旧茶和秋元 | 数 | - | - | _ | 4 | 2 | 3 | 9 | 11 |
| 児童相談所 | % | _ | _ | _ | 0. 6% | 1. 2% | 16. 7% | 0. 5% | 0. 7% |
| 7字 マキ キボ かし - ト ム本 5日 | 数 | - | - | 1 | 5 | 1 | - | 7 | 9 |
| 障害福祉主管課 | % | - | _ | 0. 2% | 0. 7% | 0.6% | - | 0. 4% | 0.6% |
| 7. 0 hl | 数 | 3 | 13 | 6 | 20 | 8 | 3 | 53 | 47 |
| その他 | % | 4. 7% | 6. 5% | 1.2% | 2. 8% | 5.0% | 16.7% | 3. 2% | 3. 1% |
| A 21 | 数 | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| 合 計 | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(2) 担当職員

調整機関の担当職員は、全国で4,938名配置されている。内訳は、一定の専門資格を有する者 (① \sim (②) は2,588名 (52.4%)、そのうち「児童福祉司と同様の資格を有する者 (① \sim (②)」は699名 (14.2%) となっている。

表 6 - 1 要保護児童対策調整機関の担当職員

(平成21年4月1日現在)

| | | T | | | | | . 1 + 4 // | 1 7 50127 | |
|--|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------|------------|-----------|-----------------|
| | | | | 規模 | 区分 | | | | |
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未滿市区 | BŢ | 村 | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平20年4月) |
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| ① 児童福祉司と同様の資格を有する 者(児童福祉司たる資格を有する者) | 数 | 80 | 156 | 141 | 65 | 8 | 39 | 489 | 359 |
| (②、③又は④に該当する者を除く) | % | 21.7% | 18.5% | 19.6% | 4. 1% | 2. 6% | 11.1% | 9.9% | 7. 9% |
| ② 医師 | 数 | - | 1 | 1 | 1 | _ | - | 3 | 1 |
| | % | - | 0.1% | 0. 1% | 0.1% | | - | 0.1% | 0.0% |
| ③ 社会福祉士 | 数 | 31 | 50 | 40 | 28 | 7 | 18 | 174 | 158 |
| | % | 8. 4% | 5. 9% | 2. 7% | 1.7% | 2.3% | 5, 1% | 3.5% | 3. 5% |
| ④ 精神保健福祉士 | 数 | 3 | 14 | 5 | 8 | 1 | 2 | 33 | 41 |
| | % | 0. 8% | 1. 7% | 0.3% | 0.5% | 0.3% | 0.6% | 0.7% | 0.9% |
| 小 計 (①~④の計) (児童福祉司と同様の資格を有する者) | 数 | 114 | 221 | 187 | 102 | 16 | 59 | 699 | 559 |
| (元至18年12日 日本の東田と有する名) | % | 31.0% | 26, 2% | 12.8% | 6. 4% | 5. 2% | 16.9% | 14. 2% | 12. 3% |
| ⑤ 保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く) | 数 | 42 | 90 | 106 | 292 | 77 | 75 | 682 | 617 |
| (UNCOS) OTEM() | % | 11.4% | 10. 7% | 7. 2% | 18. 2% | 25. 2% | 21.4% | 13.8% | 13.6% |
| ⑥ 教員免許を有する者 (①に該当する者を除く) | 数 | 36 | 109 | 244 | 61 | 4 | 10 | 464 | 443 |
| (小に成当する日を旅へ) | % | 9.8% | 12.9% | 16. 7% | 3. 8% | 1.3% | 2.9% | 9.4% | 9. 8% |
| ⑦ 保育士 (①に該当する者を除く) | 数 | 46 | 94 | 135 | 98 | 25 | 22 | 420 | 408 |
| (UICINA) VAEW() | % | 12.5% | 11.1% | 9. 2% | 6. 1% | 8. 2% | 6.3% | 8.5% | 9.0% |
| ⑧ ①から⑦に該当しない 社会福祉主事 | 数 | 32 | 91 | 143 | 25 | 6 | 26 | 323 | 286 |
| [[] [[] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] | % | 8. 7% | 10. 8% | 9. 8% | 1.6% | 2.0% | 7.4% | 6.5% | 6.3% |
| 小 計 (①~⑧の計) | 数 | 270 | 605 | 815 | 578 | 128 | 192 | 2, 588 | 2, 313 |
| | % | 73. 4% | 71.6% | 55. 6% | 36.0% | 41.8% | 54.9% | 52. 4% | 51.0% |
| ⑨ ①から⑧に該当しない 一般事務職 | 数 | 78 | 175 | 567 | 1, 006 | 173 | 134 | 2, 133 | 2, 021 |
| ルス・デー 2刀 神楽 | % | 21. 2% | 20. 7% | 38. 7% | 62. 7% | 56.5% | 38.3% | 43. 2% | 44. 6% |
| ⑩ その他 | 数 | 20 | 65 | 83 | 20 | 5 | 24 | 217 | 200 |
| | % | 5. 4% | 7. 7% | 5. 7% | 1. 2% | 1.6% | 6. 9% | 4.4% | 4. 4% |
| · 合 計 | 数 | 368 | 845 | 1, 465 | 1, 604 | 306 | 350 | 4, 938 | 4, 534 |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

(3) 担当職員の詳細

担当職員の正規職員・正規職員以外の状況は、正規職員が3,887名(78.7%)、正規職員以外が1,051名(21.3%)となっている。

また、専任・兼任の状況は、専任が1,914名(38.8%)、他の業務と兼任が3,024名(61.2%)となっている。

| 6-2 要保護児童女 | 1 A 101 12 13 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 | | | | 規模 | 区分 | | | | |
|--------------------|--|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------------------|--------|----------|-----------------|
| | | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | ₩Ţ | 村 | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平20年4月) |
| 地域協議会討 (平成21年4月 | | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| | | 数 | 368 | 845 | 1, 465 | 1, 604 | 306 | 350 | 4, 938 | 4, 534 |
| 担当職員 | 数 | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100, 0% | 100.0% | 100.0% | 100, 0% |
| | | 数 | 257 | 558 | 968 | 1, 523 | 294 | 287 | 3, 887 | 3, 630 |
| 正規職員・ | 正規職員 | % | 69, 8% | 66.0% | 66. 1% | 95.0% | % 96.1% 82.0% 78.7 | 78. 7% | 80. 1% | |
| 正規職員以外の状況 | | 数 | 111 | 287 | 497 | 81 | 12 | 63 | 1, 051 | 904 |
| | 正規職員以外 | % | 30. 2% | 34.0% | 33, 9% | 5.0% | 3.9% | 18,0% | 21.3% | 19.9% |
| | | 数 | 273 | 510 | 627 | 221 | 14 | 269 | 1, 914 | 1, 700 |
| | 専 任 | % | 74. 2% | 60. 4% | 42. 8% | 13.8% | 4.6% | 76.9% | 38.8% | 37. 5% |
| 専任・兼任の状況 | | 数 | 95 | 335 | 838 | 1, 383 | 292 | 81 | 3, 024 | 2, 834 |
| | 兼任 | % | 25. 8% | 39. 6% | 57. 2% | 86.2% | 95.4% | 23.1% | , 61, 2% | 62, 5% |

4. 活動状況等について

(1) 児童虐待防止に関する活動内容

平成20年度における代表者会議の設置は1,248か所、実務者会議の設置が1,069か所、個別ケース検討会議の設置が1,379か所となっている。また、年間の平均開催数は、代表者会議が1.26回、実務者会議が6.06回、個別ケース検討会議が19.52回となっている。

なお、個別ケース検討会議における1ケースあたりの平均検討回数は2.48回 となっている。

表7 児童虐待防止に関する活動内容 (平成20年度実績)

| 表 | 7 児童虐待防止に関する活動内容 | - 1 | (平成204 | 年度実績) | | | | | | |
|-------------|--|-----|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------|--------|---------|-----------------|
| | | | | , | 規模 | 区分 | | | | |
| | | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | ĦŢ | Ħ | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平成19年度) |
| 代 | 平成20年度設置数 (a) | | 61 | 190 | 440 | 458 | 81 | 18 | 1, 248 | 1, 131 |
| 表者会 | 開催実績数 (b) | 0 | 106 | 257 | 546 | 505 | 87 | 67 | 1, 568 | 1, 403 |
| 議 | 平均開催数 (c) = (b) ÷ (a) | 回 | 1. 74 | 1. 35 | 1. 24 | 1. 10 | 1. 07 | 3. 72 | 1. 26 | 1. 24 |
| 実務 | 平成20年度設置数 (d) | | 60 | 183 | 371 | 379 | 60 | 16 | 1, 069 | 920 |
| 伤者会議 | 開催実績数 (e) | 0 | 590 | 1, 425 | 2, 064 | 1, 424 | 118 | 856 | 6, 477 | 5, 509 |
| 議 | 平均開催数 (f) = (e) ÷ (d) | 回 | 9. 83 | 7. 79 | 5. 56 | 3. 76 | 1. 97 | 53.50 | 6.06 | 5. 99 |
| | 平成20年度 個別ケース検討会議設置数 ^(g) | | 63 | 197 | 473 | 559 | 73 | 14 | 1, 379 | 1, 224 |
| 個 | 個別ケース検討会議の開催数(h) | 0 | 4, 092 | 8, 403 | 8, 749 | 3, 824 | 484 | 1, 366 | 26, 918 | 25, 161 |
| 別ケー | 平成20年度ケース実件数 (i) | ٨ | 3, 963 | 9, 838 | 10, 044 | 4, 151 | 466 | 3, 201 | 31, 663 | 28, 381 |
| ス検討 | 平成20年度延ペケース数 (j) | ٨ | 8, 508 | 31, 729 | 24, 009 | 7, 234 | 1, 402 | 5, 678 | 78, 560 | 66, 886 |
| 会議 | 平均開催数 (k) = (h) ÷ (g) | 0 | 64. 95 | 42. 65 | 18. 50 | 6. 84 | 6. 63 | 97. 57 | 19. 52 | 20. 56 |
| | 1 ケースあたりの平均検討回数 (I) = (j) ÷ (i) | | 2. 15 | 3. 23 | 2. 39 | 1. 74 | 3. 01 | 1. 77 | 2. 48 | 2. 36 |

(2) ケースの実登録数

地域協議会におけるケースの登録数は全体で101,318件であり、そのうち、要保護児童ケース登録数が75,378件(74.4%)、要支援ケース登録数が24,946件(24.6%)、特定妊婦ケースの登録数が994件(1.0%)となっている。

また、要保護児童ケースのうち児童虐待が48,128件(47.5%)となっている。

表8-1 ケースの実登録数

(平成21年6月末日時点)

| | | 規 模 区 分 | | | | | | | | |
|---------------------------|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------|---------|----------|----------------|--|
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未满市区 | 人口10万人 未满市区 | 町 | 村 | 指定都市 | 合 計 | 参考 (平20年6月) | |
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 | |
| (十成21年4月1日/ | 数 | 13, 827 | 23, 989 | 20, 392 | 5, 984 | 374 | 10, 812 | 75, 378 | _ | |
| 長保護児童ケース | % | 86. 9% | 74. 6% | 72.5% | 71. 4% | 66. 1% | 66. 9% | 74. 4% | - | |
| 1 地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数 | 数 | 216.0 | 119.9 | 40. 9 | 8. 3 | 2. 3 | 600. 7 | 45.3 | | |
| | 数 | 9, 837 | 15, 157 | 11, 001 | 3, 776 | 190 | 8, 167 | 48, 128 | 46, 604 | |
| うち児童虐待 | % | 61.8% | 47. 1% | 39.1% | 45.1% | 33. 6% | 50. 5% | 47. 5% | - | |
| 1 地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数 | 数 | 153. 7 | 75, 8 | 22. 0 | 5, 2 | 1. 2 | 453. 7 | 28. 9 | 30.4 | |
| | 数 | 112 | 391 | 562 | 161 | 11 | 118 | 1, 355 | - | |
| うち非行 | % | 0. 7% | 1.2% | 2.0% | 1.9% | 1. 9% | 0.7% | 1. 3% | | |
| 1地域協議会あたりの | 数 | 1.8 | 2. 0 | 1.1 | 0. 2 | 0.1 | 6. 6 | 0.8 | | |
| 児童虐待ケース登録数 | 数 | 286 | 1, 080 | 1, 558 | 411 | 45 | 473 | 3, 853 | | |
| | % | 1.8% | 3.4% | 5. 5% | 4.9% | 8.0% | 2.9% | 3.8% | | |
| 1 地域協議会あたりの | 数 | 4. 5 | 5. 4 | 3, 1 | 0. 6 | 0, 3 | 26. 3 | 2. 3 | | |
| 児童虐待ケース登録数 | 数 | 3, 592 | 7, 361 | 7, 271 | 1,636 | 128 | 2, 054 | 22, 042 | | |
| その他 | % | 22. 6% | 22. 9% | 25. 8% | 19.5% | 22.6% | 12. 7% | 21.8% | | |
| 1 地域協議会あたりの 児童虐待ケース登録数 | 数 | 56.1 | 36, 8 | 14. 6 | 2. 3 | 0.8 | 114. 1 | 13.3 | | |
| パ皇権サゲーへ豆婦塾 | 数 | 2, 060 | 7, 640 | 7, 489 | 2, 320 | 187 | 5, 250 | 24, 946 | | |
| !支援ケース | % | 12. 9% | 23. 8% | 26.6% | 27. 7% | 33.0% | 32.5% | 24. 6% | | |
| 1 地域協議会あたりの | 数 | 32. 2 | 38. 2 | 15.0 | 3. 2 | 1. 2 | 291. 7 | 15, 0 | | |
| 児童虐待ケース登録数 | 数 | 32 | 518 | 265 | 72 | 5 | 102 | 994 | | |
| 寺定妊婦ケース | % | 0. 2% | 1.6% | 0. 9% | 0, 9% | 0. 9% | 0.6% | 1.0% | | |
| 1地域協議会あたりの | 数 | 0. 5 | 2. 6 | 0.5 | 0, 1 | 0.0 | 5. 7 | 0.6 | | |
| 児童虐待ケース登録数 | 数 | 15, 919 | 32, 147 | 28, 146 | 8, 376 | 566 | 16, 164 | 101, 318 | 85, 52 | |
| 合 計 | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | | |

(3) ケースの進行管理台帳の作成

地域協議会におけるケースの進行管理台帳は、1,159か所(69.7%)で 作成されている。

表8-2 ケース進行管理台帳の作成の有無

| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未満市区 | 人口10万人 未满市区 | BT | 村 | 指定都市 | 合計 | 参 考 (平20年4月) |
|-------------------------|---|----------------|--------------------------|----------------|---------|--------|---------|--------|-----------------|
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| 作成している | 数 | 62 | 173 | 403 | 434 | 72 | 15 | 1, 159 | 1, 029 |
| IFIX C CU-S | % | 96. 9% | 86. 5% | 80.8% | 60. 2% | 44. 7% | 83. 3% | 69.7% | 67. 2% |
| 作成していない | 数 | 2 | 27 | 96 | 287 | 89 | 3 | 504 | 503 |
| TFIX C CUIZU | % | 3. 1% | 13. 5% | 19. 2% | 39. 8% | 55.3% | 16. 7% | 30. 3% | 32. 8% |
| 数 | 数 | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| 合 計 | % | 100. 0% | 100.0% | 100.0% | 100. 0% | 100.0% | 100. 0% | 100.0% | 100.0% |

(4) ケースの見直しの頻度

地域協議会においてケース進行管理台帳を作成している場合、ケースの見直しの頻度として、少なくとも「3か月以内に1回」が305か所(18.3%)、「4~6か月以内に1回」が175か所(10.5%)、「6か月以上に1回」が51か所(3.1%)となっている。また、「必要に応じて随時」が594か所(3.5.7%)となっている。

| 表 8 一 3 | ケースの | の見直 | しの頻度 |
|---------|------|-----|------|
|---------|------|-----|------|

| | | 規模区分 | | | | | | | 1 |
|--|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|-----------------|
| | | 人口30万人 以上市区 | 人白10万人 以上30万人 未満市区 | 人口10万人 未满市区 | BŢ | 村 | 指定都市 | 合 計 | 参 考 (平20年4月) |
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | 1, 532 |
| うちケース進行管理台帳 を作成している協議会数 | | 62 | 173 | 403 | 434 | 72 | 15 | 1, 159 | 1, 029 |
| @ 0.4. E NI de la E | 数 | 33 | 77 | 121 | 57 | 9 | 8 | 305 | 274 |
| ① 3か月以内に1回 | % | 51.6% | 38. 5% | 24. 2% | 7.9% | 5. 6% | 44. 4% | 18.3% | 17. 9% |
| @ 4 04 B N to 1 B | 数 | 12 | 37 | 63 | 57 | 3 | 3 | 175 | 138 |
| ② 4~6か月以内に1回 | % | 18.8% | 18.5% | 12. 6% | 7. 9% | 1.9% | 16. 7% | 10.5% | 9. 0% |
| ③ 6か月以上に1回 | 数 | 3 | 6 | 13 | 24 | 5 | _ | 51 | 40 |
| | % | 4. 7% | 3.0% | 2. 6% | 3.3% | 3. 1% | - | 3. 1% | 2. 6% |
| | 数 | 48 | 120 | 197 | 138 | 17 | 11 | 531 | 452 |
| 小計 | % | 75.0% | 60.0% | 39. 5% | 19.1% | 10.6% | 61. 1% | 31.9% | 29.5% |
| (A) V = (- + + - + + + + + + + + + + + + + + + | 数 | 13 | 46 | 194 | 284 | 54 | 3 | 594 | 528 |
| ④ 必要に応じて随時 … | % | 20.3% | 23. 0% | 38. 9% | 39. 4% | 33. 5% | 16. 7% | 35. 7% | 34. 5% |
| | 数 | 1 | 7 | 12 | 12 | 1 | 1 | 34 | 49 |
| ⑤ その他 | % | 1. 6% | 3.5% | 2. 4% | 1.7% | 0. 6% | 5. 6% | 2. 0% | 3. 2% |
| A =1 | 数 | 62 | 173 | 403 | 434 | 72 | 15 | 1, 159 | 1, 029 |
| 合 計 | % | 96.9% | 86. 5% | 80.8% | 60. 2% | 44. 7% | 83. 3% | 69. 7% | 67. 2% |

(5) ケース終結の基準

地域協議会において、ケースを終結させるにあたり、「基準あり」は341か所 (20.5%)、「基準なし」は1,322か所 (79.5%) となっている。

表8-4 ケースの終結

| | | 規模区分 | | | | | | | |
|-------------------------|---|----------------|--------------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--|
| | | 人口30万人 以上市区 | 人口10万人 以上30万人 未満市区 | 人口10万人 未満市区 | ₩Ţ | 村 | 指定都市 | 合計 | |
| 地域協議会設置数 (平成21年4月1日) | | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | |
| 基準あり | 数 | 34 | 83 | 128 | 78 | 13 | 5 | 341 | |
| | % | 53. 1% | 41.5% | 25. 7% | 10. 8% | 8. 1% | 27. 8% | 20.5% | |
| 基準なし | 数 | 30 | 117 | 371 | 643 | 148 | 13 | 1, 322 | |
| | % | . 46. 9% | 58. 5% | 74. 3% | 89. 2% | 91. 9% | 72. 2% | 79.5% | |
| 合 計 | 数 | 64 | 200 | 499 | 721 | 161 | 18 | 1, 663 | |
| | % | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | |

. . .